

地域福祉の活性化をすすめるヒント

地域福祉活性化システム研究委員会

報 告 書

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

目次

CONTENTS

はじめに	
------	--

第1章 地域福祉をさらに活性化するために	
1. 「地域福祉の活性化の条件」	4
2. 山口県の強みを活かしたこれからの地域福祉活性化に向けた取組	7

第2章 地域福祉の活性化をすすめる条件とシステム	
1. 地域福祉活性化事業の概要	0
2. 地域福祉の活性化をすすめる「条件」と「システム」	2

第3章 地域福祉を活性化させるヒントと基盤	
1. 各圏域での地域福祉活動	6
2. 地域福祉の活性化をすすめる人財	2
3. 地域福祉をすすめるために必要な基盤	0

《活動事例集》地域福祉の活動事例と地域福祉活性化事業における取組	
1. 地域福祉の活動事例	6
2. 地域福祉活性化事業の取組	6

地域福祉活性化システム研究委員会協議経過 等	6
------------------------	---

民間助成制度について	2
------------	---

はじめに

福祉サービスが充実しても制度だけでは対応ができない、または制度利用にむすびつかないといった、家族の中では抱えきれず深刻化する問題が地域社会で増えています。また、ひとり暮らし高齢者や障がい者のなかには、日常生活をおくる上で、ゴミ出しや買い物支援等、現状の公的サービスでは対応しづらい課題を抱えている方も少なくありません。

こうした状況を受け、平成20年度に厚生労働省は、地域で支援を必要とする一人ひとりの住民を支え合うしくみづくりを応援する事業として「地域福祉活性化事業」を創設しました。山口県においても、萩市、平生町の1市1町で、地域福祉活性化事業のモデルの指定を受け事業に取り組みました。

山口県社会福祉協議会では、今回の地域福祉活性化事業の取組を含めこれまでの地域福祉実践の成果を地域福祉活動に携わる専門職が共有していくことが、県全体として地域福祉活動を活性化していくことにつながると考え本報告書を作成しました。

報告書の作成にあたっては、本会に、地域福祉活動に携わる専門職や学識経験者からなる委員会を設置し、地域福祉活性化事業の取組やこれまで県内で行われてきた地域福祉実践について事例検討を通じて、地域福祉の活性化の「条件」や「システム」について検討しました。

第1章で、委員会全体の総括を紹介し、第2章以降で、委員会での協議概要や提案を掲載しています。第2章では、山口県における地域福祉の活性化の「条件」や「システム」について概念整理を行っています。さらに、第3章では、第2章の「条件」や「システム」に着目しながら、地域福祉活性化事業におけるモデル事業の経過や山口県内のこれまでの地域福祉実践を検証し、山口県において、地域における住民の支え合いや助け合いといった『共助』の力を育み地域福祉をさらに活性化するための取組方針やそれらを支える基盤について提案しています。なお、これらの提案を導き出した活動事例は、活動事例集として掲載しています。

《本報告書の構成》

第1章
地域福祉をさらに活性化するために

第2章 地域福祉の活性化をすすめる条件とシステム

第3章 地域福祉を活性化させるヒントと基盤

《活動事例集》

地域福祉の活動事例と地域福祉活性化事業における取組

地域の福祉活動に携わる専門職の方々に、本報告書に掲載したさまざまな地域福祉実践事例をご覧いただき、地域福祉の更なる活性化につながる手がかりとして活用いただけると幸いです。

最後になりますが、本報告書をまとめるにあたり、貴重な事例を提供いただきました皆様及び熱心にご議論いただきました委員の皆様にお礼申し上げますとともに、報告書の執筆、監修をいただきました高野委員長、和田副委員長に深く感謝申し上げます。

平成22年3月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

第1章 地域福祉をさらに活性化するために

委員会では、地域福祉の活性化の「条件」や「システム」について、さまざまな地域福祉実践事例を検証してきました。また、地域福祉活性化事業に取り組んだ萩市、平生町の2年間の取組経過を学ぶことで、地域福祉を進めていくプロセスを確認しました。

ここでは、まず、委員会での検討を総括し、地域福祉をさらに活性化するためにはどのような視点が必要なのか、本報告書の全体像にふれご紹介します。

-
- 1．地域福祉の活性化の条件
 - 2．山口県の強みを活かした
これからの地域福祉活性化に向けた取組
-

1 「地域福祉の活性化の条件」

九州大学大学院人間環境学研究院 准教授 高野 和良

1. 地域福祉と社会福祉協議会

本委員会では、山口県における地域福祉の活性化条件を検討しました。地域福祉は、身近な地域社会での暮らしにくさを感じている住民が、解決に向けてそれぞれの立場でできることを考え、自発的に取り組む諸活動によって支えられています。そして、活動が地域社会に数多く存在し、様々な立場の住民層をつなぎ、厚みのある活動として続けられていくことが、地域福祉活動の原点でもあります。これらの諸活動と社会福祉協議会が協働し、多様な活動とともに展開する仕組みを持っている地域社会は、そうではない地域社会と比較して地域住民にとって安心感のある地域社会となっているに違いありません。

しかし、社会福祉法で地域福祉の推進主体とされた社会福祉協議会は、行政の合併にともなう社協合併による組織体制の大きな変化に直面したり、介護保険制度によって提供される介護事業に対するニーズの高まりへの対応などもあって、地域福祉をどのように社協事業の中に位置づけるべきか、戸惑いの中におかれている場合もあるように思われます。むろん、社会福祉法に規定されているから地域福祉を行わなければならないという姿勢は論外としても、地域住民の活動の持つ意味や役割を適切に理解し、地域住民との協働を実現するための方法論は各市町社協で模索されてはきましたが、そこから生み出された優れた取組が十分に共有されてこなかったともいえるのではないのでしょうか。

2. 委員会での検討経過

そこで本委員会では、まず、県内の市町社協で展開されている地域社会の様々な福祉課題を把握するための方法や、地域住民の主体的な活動を継続し、広げていくための取り組みを委員会として共有することを目指しました。そのために、社会福祉協議会職員をはじめ、地域住民と日々接しながら問題解決や支援を行っている保健部門や農林部門の専門職から様々な有益な取り組みの事例をうかがいました。

そこから、例えば福祉課題共有のためには支え合いマップ活用が有効であることや、地域住民の生活の場に即したきめ細かな対応が効果を上げていること、さらには保健部門や農林部門といった地域支援の専門職によるサービスとの連携、協働のあり方についても検討する必要性などが認められました。

これらを通じて、山口県において地域福祉を活性化するためには、様々な地域福祉活動に対応した圏域が設定されていることと、これらの圏域に対応した地域福祉活動の支援者が配置されていることが条件として必要であると考えられました。もちろん、これらの条件が、例えば高齢化や人口移動といった人口の状況、とりわけ高齢層の一人暮らしや夫婦のみの世帯の状況、農業を中心としているのか、都市的な性格の強い地域であるのかといった生活構造の状況などによって、地域ごとに様々な変化することは当然です。したがって、こうした条件を各地域で検討するにあたっては、地域社会のおかれている状況を正確に把握するための方法論の開発と活用、さらに問題に適切に対応するための体制（システム）の検討が必要であることも明らかとなりました。

3. 地域福祉への期待

制度としての社会福祉は、多くの人々に影響する問題をどうしても優先的に取り上げざるを得ません。そうした意味で、高齢化する日本社会では高齢者を対象とする社会サービス、なかでも介護サービスが注目を集めることとなります。介護サービスは主として社会福祉施設を拠点とし施設内外で提供される場合が少なくありません。こうした介護サービスは、対象が明確であり、サービス自体も具体的であるために、人々は、場合によっては社会福祉関係者ですら、高齢者福祉を社会福祉のひとつのイメージとして捉えてきたように思います。しかし、これまであまり目立ってはこなかった様々な福祉課題を意識せざるを得ない状況が広がりつつあるようです。ワーキングプア、不安定な雇用環境からもたらされる貧困、青年層の引きこもり、高齢者や児童に対する虐待、DV、ホームレス、災害時の対応といった例をみるまでもなく、様々な立場の人々が、実に多くの課題を抱えながら地域社会で生活していることがわかります。変化する社会状況のなかで、地域住民の自発的な活動に支えられた地域福祉の存在感が高まってきました。

4. 地域福祉活性化のための方法論

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会』報告書では、地域福祉の推進条件として、住民主体を確保する条件があること、地域の生活課題発見のための方策があること、適切な圏域を単位としていること、情報の共有や活動の拠点確保、地域福祉をコーディネートする人材の配置、活動資金の確保といった地域福祉を推進するための環境整備、さらに行政が地域福祉の充実をはかり、地域福祉計画を策定することなどが、指摘されています。

問題は、このような推進条件を山口県内の多様な地域社会の現状を正確に確認した上で、どのように具体化するかにあります。山口県は高齢化の進行と人口減少という二重の制約を抱えています。山口県における小規模・高齢化集落の増大は、世帯はもとより地域社会も、もはや人々の生活を支える基盤として期待しにくい状況が広がりつつあることを示しています。

しかし、ひとり暮らしや夫婦で暮らす世帯が増加し世帯規模が極小化する中で、世帯内で福祉課題に対応することがかなり厳しい集落であっても、高齢者は様々な形で支え合い、離れて暮らす子どもたちと様々なサポートのやり取りをしながら生活を続けています。例えばこうした実態から、何が問題であり、問題が今後どのように進行し、いかなるタイミングで支援が必要であるかを確認することが、山口県の地域特性に対応した地域福祉活性化を図る第一歩となると思われます。集落で暮らす高齢者だけではなく、離れて暮らしながらも高齢者の生活をサポートしている別居子も巻き込むことが必要である、といった視点が得られれば、高齢者の生活実態に即した支援の手がかりが得られるはずです。社会調査や住民座談会の重要性はこれまでも強調されてきましたが、何のためにこれらの手段が必要であるかを、今一度考える必要があるのではないのでしょうか。先に述べたように、委員会では支え合いマップ活用の有効性、保健部門や農林部門の専門職が地域把握のために実施している方法論も紹介されました。本報告書に示された様々な方法は、地域住民が問題を共有し、解決に向けての活動を進めていく機運を高めるための方法論です。各地域において活用が図られることが期待されます。

5. 地域福祉の圏域と人財

自治会や町内会といった小地域は、地域住民の生活にとって最も身近な地域社会です。福祉員や民生委員といった地域福祉を支える活動も、自治会等を単位として配置されています。さらに、およそ中学校区程度の範囲で地区社会福祉協議会などが設置され、行政や市町社会福祉協議会と連携しつつ地域福祉活動が展開されています。地域福祉活動が活発に行われている地域では、これらの各圏域間の連携が図られている場合が少なくありません。

そこで、小地域、地区社協、市町社協という緩やかな地域福祉活動の単位に地区社会福祉協議会コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、コミュニティワーカーを配置し、地域住民と市町社協との連携を図り、様々な地域福祉活動が継続されていく状態を地域福祉活性化システムと位置づけました。

しかし、市町村合併などの影響もあって、行政圏域が大幅に拡大していくなかで、地域住民と市町域との空間的、心理的な距離が広がる傾向にもあり、両者をつなぐ圏域に存在する地区社会福祉協議会の役割が大きくなってきました。様々な問題は生活に身近な小地域において起こるのですが、小地域単独では対応が難しい場合も少なくありません。地区社会福祉協議会、もしくはこれに対応する組織のあり方を十分に検討する必要があると思われます。

「人財」...地域福祉の担い手となる単なる「人材」でなく、その人自身も持っている知識や技術が、地域福祉活動を進めていく上での貴重な財産であるという意味を明示するため「人財」と呼びます。

2 山口県の強みを活かしたこれからの地域福祉活性化に向けた取組

ルーテル学院大学 教授 和田 敏 明

ここでは、山口県社会福祉協議会の地域福祉活動活性化の研究委員会に参加して感じた山口県の地域福祉活動、社会福祉協議会活動の強みについて述べます。このような強みは山口県の実践が作りだしたものであることは言うまでもありません。これらの強みを生かして地域の隅々まで地域福祉活動が広がり、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域福祉が実現することを期待しています。

1. 地域福祉推進の中核的役割を果たす 市町村社会福祉協議会の体制整備が進んでいること

市町村社会福祉協議会が社会福祉法人であることは当たり前のようになっていますが、市町村社会福祉協議会は自動的に社会福祉法人になるものではありません。それぞれの社会福祉協議会が条件を整えて社会福祉法人格を取得することになっています。市町村社会福祉協議会が社会福祉法上位置づけられておらず、社会福祉法人格を持たない市町村社会福祉協議会が少なくなかった時代、全国で社会福祉法人取得の取組が行われましたが、全国で始めて100%の市町村社会福祉協議会が社会福祉法人になったのは山口県でした。法人化は、市町村社会福祉協議会の自立的運営の気運を強め、役員体制、財源確保、専任職員確保などの基盤整備を促進しました。その中から、今回の報告書に取り上げられた事例にみられるような、潜在的ニーズを把握し、制度にない認知症、精神障害、引きこもり、孤立への取組を行う等、全国的に見ても先駆的で優れた地域福祉活動・事業が生み出されました。また、専任職員の中から意欲的な事務局長が誕生し活発な社会福祉協議会活動を推進してきています。一朝一夕には生れない貴重な体制や、事業、方法を山口県社会福祉協議会関係者の共有の財産にすることができれば、新たな社会福祉協議会関係者のエネルギーを加えてさらなる発展が可能です。

2. 地域福祉活動の基盤づくりが進んでいること

社会福祉施策における地域福祉の新たな役割として、現行の社会福祉の仕組では対応しきれっていない「生活課題」に対応する役割を、住民生活に身近な「圏域」を単位に進めることが期待されています。近年、時間をかけて多くの市町村で取り組まれてきた、「福祉の輪づくり運動」によって、地域福祉活動の基盤である小地域での住民の福祉活動が継続して進められ、支援が必要な人の発見、支援システムがつくられ、活動組織や様々な団体、機関などのネットワークが生まれ、活動リーダーやボランティアが育ち、住民主体の地域福祉活動が地域に蓄積されてきています。また、最近、取組が進められている、「自治会（町内会）福祉部」づくりの取組は、自治会等の地縁型組織とボランティア等自発的活動が協働出来る地域福祉活動基盤づくりとして全国的にも注目されています。地域福祉活動への住民の参加を進める最も基礎的な条件は、住民が日ごろからどのような事柄であれ、集まったり、活動に参加したり、協力する習慣が根付いている事だと考えられています。山口県で取り組んでき

た地域福祉の諸活動の蓄積は、これからの地域福祉活動を進めるうえで大きな基盤になると考えられます。

3. 県社会福祉協議会のリーダーシップと市町社会福祉協議会のボトムアップ力がうまくかみ合っていること

市町社会福祉協議会は、それぞれ独立した法人組織ですが、同時に県社会福祉協議会の重要な構成団体でもあります。全国社会福祉協議会は、全国の都道府県社会福祉協議会により構成されています。このように、全国すべての市町に組織されている社会福祉協議会は、市町ごとの分権的組織であると同時に、全国的ネットワーク組織でもあることが特徴です。社会福祉協議会はこの特徴を生かすことで地域に密着したユニークな地域福祉を開発推進するとともに、その経験を市町を超えて交流、研究したり、県域での共通課題に取り組むことや、制度化や予算化、市町では困難な関連領域との連携作りなどを効果的に進めることが可能になります。山口県社会福祉協議会は、このようなネットワークを生かした交流と支援に効果的に取り組むとともに、個々の社会福祉協議会では取組が困難な研究や評価、モデル事業の提案や専門家と協働した支援などを行ってきています。ボランティアセンター整備の3点セット整備の取組や、市町社会福祉協議会法人化等全国的取組に発展したものも少なくありません。このような市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との信頼関係、協働関係は、合併が進み、地域社会の再生と自治体を中心にした地域福祉をつくるのが課題になった今日、重要になっています。県行政や県立大学等との良好な協力関係がつけられていることも強みです。

4. 地域福祉活動の方法があみだされていること

今回の研究会で、県内の優れた事例を聞くことができました。その中で明らかにされた地域に働きかける社会福祉協議会職員をはじめ、保健、福祉、農業等の専門職の視点、具体的な手法、プロセス等の主要な内容は報告書にわかりやすく整理されています。この内容は貴重です。山口県の中での実践の中であみだされた方法であり、その実践に取り組んだ経験を持っている専門職が身近にいることは山口県の地域福祉の推進にとって大きな財産です。どのように潜在化しているニーズに気付いたのか、ニーズ把握の有効な方法は、個別のニーズへの取組をどうすれば地域共通の取組にできるか、どうすれば無理解、排除されている問題を地域の取組にできるのか、既存のサービス、活動では解決しない問題にどうすれば取り組めるか、住民の主体性形成にどうかかわるのか、地域の中に人材を発見し、参加してもらう方法は、各分野の専門職との連携はどうすればできるのか、社会資源をどのように開発、動員したらよいか、行政との協働はどう進めれば良いのか等問題意識を持って報告書を見て頂くと必ずヒントが見つかるはずで、さらに詳しく知りたければ、事例を提供していただいた専門職に聞くことができます。幸い、これらの方々は山口県の中で現在活動しておられます。このように山口県の中であみだされた地域福祉活動の優れた方法が整理され発信され相談もできることが強みであると考えます。

第2章 地域福祉の活性化をすすめる条件とシステム

第2章では、山口県内でもモデル事業として取り組んだ「地域福祉活性化事業」(平成20年度に厚生労働省が創設)の目的や事業概要を参考としながら、地域福祉の活性化をすすめるために必要な「条件」と「システム」について整理しました。

-
1. 地域福祉活性化事業の概要
 2. 地域福祉の活性化をすすめる「条件」と「システム」
-

1 地域福祉活性化事業の概要

厚生労働省では、平成19年度に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策について検討されました。こうした議論を受け創設された事業が「地域福祉活性化事業」です。全国約100カ所の市町村で、地域福祉の活性化のための事業をモデル的に実施し、山口県内でも、萩市、平生町で取り組まれました。(活動事例集P56～65)

「地域福祉活性化事業」の目的及びその達成に向けた事業の概要は次のとおりです。

地域福祉活性化事業について

1. 目的

地域福祉の再構築の考え方にたち、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者(コミュニティソーシャルワーカー(仮称))を市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援するモデル事業を実施。

2. 事業内容

以下の事業を総合的・一体的に実施する場合に補助。

「拠り所」づくり事業

いきいきサロン活動やふれあい小地域活動の拠点整備(拠点の賃借料等に対する補助)

コミュニティソーシャルワーカー(仮称)の配置

市町村は、地域づくりのコーディネーター役であり、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役である者(コミュニティソーシャルワーカー)を配置
小地域ネットワーク活動の実施

地域の見守り活動やサロン活動を実施

相談ネットワーク会議の開催

中学校区エリアの各種相談担当者(地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等)の会議

支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議

ケース支援調整会議

支援担当者による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会議

コミュニティソーシャルワーカーが主宰

3. 実施主体 市町村(委託可)

「地域福祉活性化事業実施要領」より抜粋

地域福祉活性化事業では、地域福祉が活性化する姿を、支援を求めている者に気づき、見逃さない地域であること、そして住民が抱える課題に対し、身近な地域において、見守り、

声かけをはじめとする福祉活動を活性化し、住民の活動と他の福祉サービスが連携、協働し支え合えるしくみを中学校区等の日常生活圏域で構築することとしています。

こうした地域社会が実現していくための方策として、地域福祉活性化事業は、住民が集い、つながりあうための地域の「拠り所づくり」や問題解決に向けた「ネットワーク会議」や「ケース支援会議」等の事業を示すとともに、これらの事業や活動が円滑に進む調整役として専門職を中学校区等の日常生活圏域に配置しています。

2 地域福祉の活性化をすすめる「条件」と「システム」

本委員会では、地域福祉活性化事業をきっかけとし、これまで山口県内で取り組まれてきた地域福祉実践を振り返り、そこから、山口県の強みや特徴を活かした地域福祉の活性化の「条件」や「システム」を検討することになりました。地域福祉活動は、今始まった新しいものではなく、これまでも地域で取り組まれていたものです。「地域福祉の活性化」とは、これまでの活動を基盤とし展開させていくことだと考えたからです。

委員会では、これまでの地域福祉実践を支えてきた条件は何かということから、山口県の特徴を活かした地域福祉活性化の「条件」や「システム」を考えてみました。地域福祉を活性化していくために必要な「条件」や「システム」は、厚生労働省が創設した「地域福祉活性化事業」を参考としながら、これまでの山口県内における地域福祉活動を加味し検討したものです。

1. 地域福祉の活性化をすすめる条件

重層的な地域福祉活動が展開されること

重層的な地域福祉活動の展開とは、下表で示す「小地域」、「地区社会福祉協議会や生活圏域」、「市町域」の各圏域での地域福祉活動が活発に展開することと、各圏域の活動が連携、協働し重層的に展開される状況をさします。本県の地域福祉活性化事業の取組では、「小地域」における個別ニーズの発見や住民相互の日常的な支え合いを住民が意識できるきっかけとして、支え合いマップの手法を用いています。

条 件	圏 域	役 割
各圏域での地域活動の展開	小地域：単位自治会レベル	・個別ニーズの発見、住民相互の見守り、声かけ等の支え合いの活動など
	地区社会福祉協議会や生活圏域（小学校～中学校区）	・住民の話し合いができる場づくり、ちょっとした課題解決に向けた共助のしくみづくり ・住民への福祉教育、市町行政への課題のつなぎ役 等
	市町域	・困難ケースへの対応（専門的支援）他機関の連携による解決 等
各圏域の支え合い活動の連携・協働		各圏域の地域福祉活動やサービスの担い手である「住民」、「行政」、「事業所」等が協働し、支え合うしくみの確立

地域福祉を推進する人財が配置されること

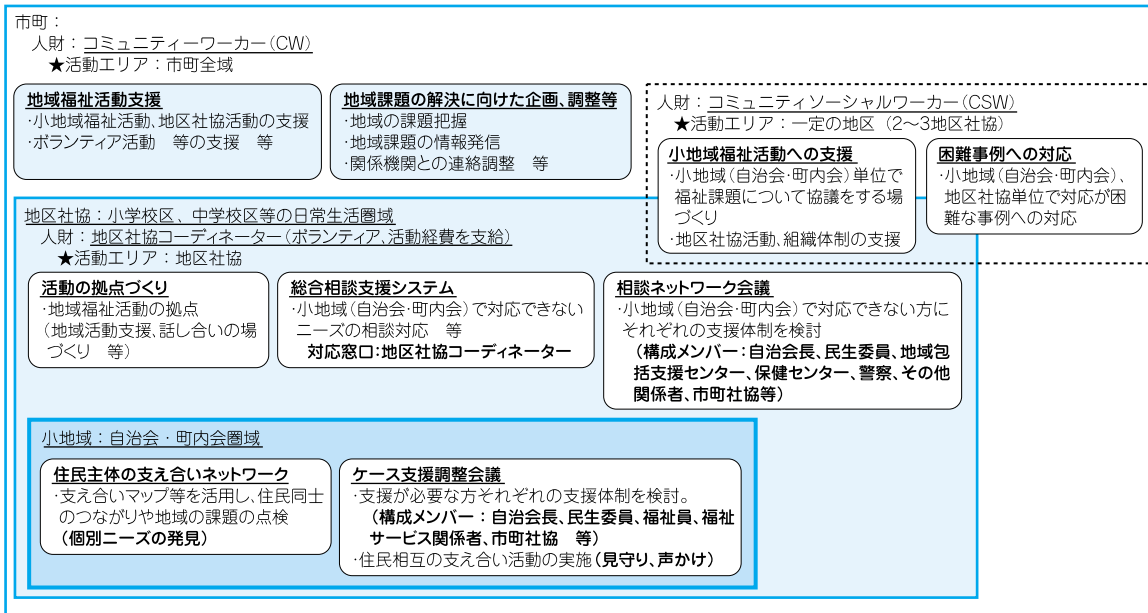
地域福祉を推進する人財の配置とは、地域福祉を推進する人財として、「コミュニティワーカー」、「コミュニティソーシャルワーカー」、「地区社会福祉協議会コーディネーター」を各圏域に配置することをさします。各人財の「活動範囲」や「役割」は、下表のようなイメージです。本県の地域福祉活性化事業の取組では、住民がボランティアとして担う「地区社会福祉協議会コーディネーター」を地区社協や生活圏域ごとに配置することが、住民の活動を支えるとともに専門職との連携を高めると考えました。

人 財	活動範囲	役 割
コミュニティワーカー (CW) * 専門職	市町域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生活課題の共有化 ・ 社会資源の調整や新たな活動の開発 ・ 地域福祉活動に関わる関係者のネットワーク化等の地域福祉活動を促進
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) * 専門職	2～3の地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な対応が必要な住民に対し、専門機関、ボランティア等との連携を図り、総合的に個別支援
地区社会福祉協議会コーディネーター * ボランティア	地区社会福祉協議会や生活圏域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動者や住民と社会福祉協議会等の連絡調整 ・ 情報の伝達や地域での話し合いの場づくり等をコーディネートする

2. 地域福祉の活性化をすすめるシステム

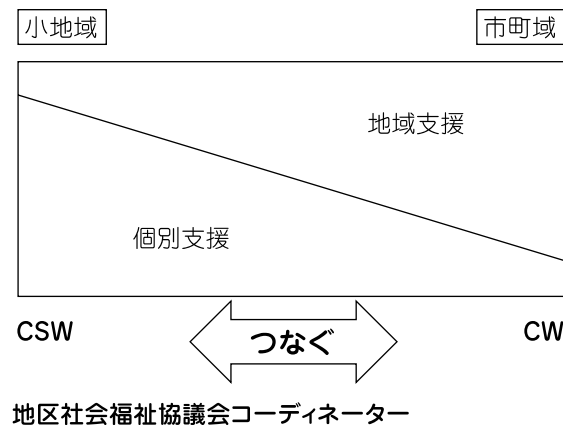
地域福祉が活性化するためのシステムとは、「各圏域での重層的な地域福祉活動」と「地域福祉を推進する人財の配置」が整い、それぞれが継続的に保証されていくことです。このシステムを地域福祉活性化システムと呼ぶことにします。先にふれた「地域福祉の活性化をすすめる条件」が整っていても、それらが相互に連携し協働するしくみが維持されなければ、市町全体としての地域福祉は活性化しないからです。

【地域福祉の活性化をすすめるシステム】



- ・「重層的な地域福祉活動(小地域、地区社会福祉協議会、市圏域のそれぞれの活動)」と「人財(地区社会福祉協議会コーディネーター、CSW、CW)」といった条件が整い、それぞれの役割を果たすことで、地域福祉活動は活性化します。

【地域福祉の活性化をすすめる「人財」と支援活動】



- ・「CSW」と「CW」は、連携、協働のもと、住民の支援や地域福祉活動の支援等を行います。
- ・「地区社会福祉協議会コーディネーター」は、「CSW」と連絡調整を行いながら活動します。

第3章 地域福祉を活性化させるヒントと基盤

これから、地域の福祉をさらに活性化していくには、どのような取組を行っていけば良いでしょうか。

第3章では、第2章で示した「条件」や「システム」をもとに、地域福祉を活性化させるヒントとして、地域社会に求められる取組を提案します。また、これらの取組を支える「地域福祉活性化システム」として、地域福祉をすすめるために必要な基盤について提言します。

1．各圏域での地域福祉活動

- 1．小地域福祉活動を活性化する取組と活動
- 2．地区社会福祉協議会活動を活性化する取組と活動
- 3．市町域の活動を活性化する取組と活動

2．地域福祉の活性化をすすめる人財

- 1．コミュニティワーカーの取組と活動
- 2．コミュニティソーシャルワーカーの取組と活動
- 3．地区社会福祉協議会コーディネーターの取組と活動

3．地域福祉をすすめるために必要な基盤

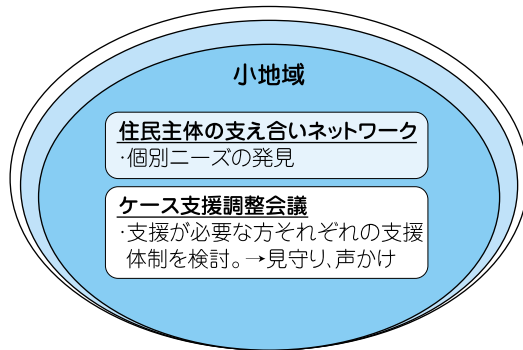
- 1．ニーズを把握できる場をもつ
 - 2．活動が実践しやすい圏域で活動の組織化を図る
 - 3．地域特性に応じた住民、団体との多様な協働実践
 - 4．財源確保
 - 5．地域福祉の活性化を支える基盤
-

1 各圏域での地域福祉活動

ここでは、「小地域」、「地区社会福祉協議会」、「市町域」の圏域ごとに、それぞれの圏域の地域福祉活動をさらに活性化していくための取組や活動を提案します。

1. 小地域福祉活動を活性化する取組と活動

課題の共有化をすすめる



自治会や町内会等の小地域で課題の共有化をすすめるためには、日常生活の中で、困っていることや気がかりなことを課題として把握し共有する場をもつことが必要です。それぞれの住民が感じていることを出し合える機会をもつことで、「お互いに支え合っていける地域となる」ことが、自分たちの暮らしの安心につながる」といった支え合いの気運づくりや地域活動への参加につながるきっかけをつくることができます。

事例1では、地域の支え合いマップを町内会長や民生委員、福祉員等の複数のメンバーで囲むことがきっかけとなり、「事故がよくおこる危険箇所」、「高齢者をねらった訪問販売」、「高齢者の夫婦で夫が妻を介護している世帯」等の日常生活で感じていた気がかりなことや地域の課題を共有することができました。また、訪問販売に狙われやすい家族、介護者を抱えている家族といった、何らかの支援を必要としていると思われる「気がかりな人」も、「これまで地域で一緒に生活してきた住民同士であるから助け合いたい」といったメンバー間の認識を深め、支え合い活動の原動力となっています。

さらに、事例7では、「島の宝探し」「足りないもの探し」のようにマップ等を用いた地域点検活動を住民自らが行うことで、地域に潜んでいるニーズや課題の顕在化を促しています。また、このような学習会等を繰り返しながら、住民に対して問題意識を持ってもらえるように意識啓発を図っています。

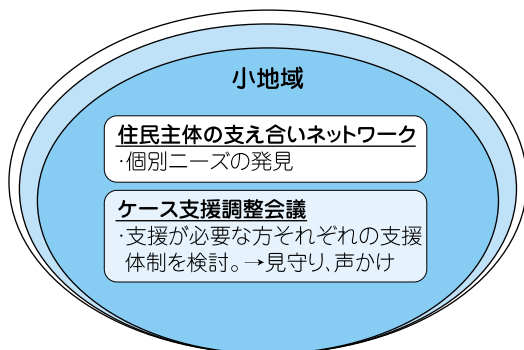
このように、小地域で地域課題の共有化をすすめるには、地域のマップ等を囲み、住民が日常生活で感じている気がかりなことや困っていることを出し合う場をもつことによって課題に気づき、認識する仕掛けがもつことが大切です。このように住民が集う場を重ねることで、地域で支え合うことの機運づくりにつながります。

参照事例 事例1：支え合いマップづくりから見守り活動へ P 36
事例7：都市との共生をめざす大島型交流活動の推進～農業普及指導員（農村生活担当）からの地域への取組～ P 48

* 課題の共有化をすすめる活動例 *

- ・支え合いマップづくり
- ・地域座談会
- ・ふれあい交流会 等

日常生活の中で支え合う



自治会や町内会等の小地域の日常生活の中で支え合うということは、普段の生活やリズム、つながり等の関係性を考慮し、支え合いの体制づくりをすすめるなど、無理のない活動であることが大切です。日常生活でお互いに行っている挨拶や声かけが、地域の安心や安全につながっていることを住民が意識できるように伝えることで、無理のない支え合いの活動を広げることができます。また、小地域の活動には、個別の見守りのほかにも、ふれあい・いきいきサロン活動等がありますが、どのような活動が地域

になじみやすいか、地域特性にあった活動の方法を選択し進める必要があります。

事例1では、「気がかりな人」への見守り活動の支援者は、「気がかりな人とお付き合いが深い人に」というスタンスで、支え合いの体制づくりをすすめています。かつて、この地区であった、「近所付き合いのネットワークで緊急時にも早期発見することができ、事なきを得た」という経験をもとにしたものです。こうした見守り体制をつくるために必要な情報は、気がかりな人への個別訪問から把握されています。個人情報管理が厳しく、情報が得にくい、情報を得ることが難しいというなかでも、「ご近所同士」、「地域住民の一員」といった関係性をもとに、活動を進めるために必要な情報を得ています。

このように、小地域において、日常生活の中で支え合う活動を進めるには、住民相互の関係性や日常の生活様式を十分に考慮し、それぞれが参加、協力できる活動の形を検討することが必要です。また、別の地域で活発に行われている活動であっても、地域の特性によっては馴染み難い活動があります。地域の歴史や文化等を把握した上で、地域特性にあった活動を進めることが大切です。

参照事例 事例1：支え合いマップづくりから見守り活動へ P 36

* 日常生活の中で支えあう活動例 *

- ・声かけ、見守り
- ・挨拶運動
- ・ふれあい・いきいきサロン活動 等

小地域福祉活動を活性化するポイント！

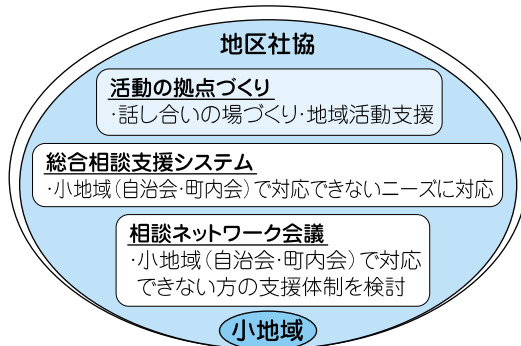
日常生活の中で無理なくできることでの関わりと活動とのつながりを意識してもらうことによって、参加意識を高める。

活動の提案や呼びかけは、地域の特徴や地域のことを良く知る人脈等を考慮しながらすすめる。

住民だけでは難しいケースへの対応や専門職が関わることでスムーズに行える場合は、住民の活動を側面的に支援する社会福祉協議会CSWの関わりがポイントとなる。

2. 地区社会福祉協議会活動を活性化する取組と活動

住民が集う拠点、活動する拠点づくり



住民が集う拠点、活動する拠点づくりとは、小学校区域や中学校区域等の圏域を活動範囲とする地区社会福祉協議会が、住民が気軽集ったり、参加できるような地域の拠点（場所）を設け、その整備や運営について、多くの住民の参加、協力、支援を得て、自らが関わっていけるという感覚をもてる運営を行うことです。地区社会福祉協議会の活動が活発な地域では、地域や活動に関心をもつ住民が集ったり、活動に参加できる拠点（場所）が多くあります。

事例4は、拠点に人が集まるしかけを意識し拠点運営をしている事例です。事例4で紹介した平生町社会福祉協議会では2006年に「はつらつ人生推進ビジョン」を策定し、社会福祉協議会として、平生町に暮らす全ての住民がはつらつとした人生をおくるために必要だと思われること - 「健康」「仲間」「役割」 - を提示しています。そのビジョンに基づき、住民が気軽集えるスペースを設け、集うきっかけのひとつとして、食と生命をテーマに「レストラン」を開設しました。高齢者等の「食事」の確保を図りながら住民同士が自然に集い、さらにはボランティアグループの活動を通じて住民が役割を自主的に発揮できるしかけがあります。

レストランは、ボランティア活動と障がい者の就労という形で運営されています。また、レストランで使われる食器やソファは住民からの寄贈によるものがほとんどです。さらに、住民から取れたての野菜等が届けられるなど、いろいろな形で住民が参加できる場がつくりられています。また、食事が提供される日には子育てサロンもはじまっており、様々な人が気軽に参加できる場となっています。

事例4は、町全域を対象として行われている事例です。しかし、事例のように、住民が集い、活動できるような拠点づくりが地区社会福祉協議会圏域内で求められています。地区社会福祉協議会圏域内に、住民が集う拠点、活動する拠点づくりをすすめるためには、拠点に自然に住民が集ってくるようなしかけを工夫することが重要です。住民が集えば活動をさらに活性化するきっかけになります。

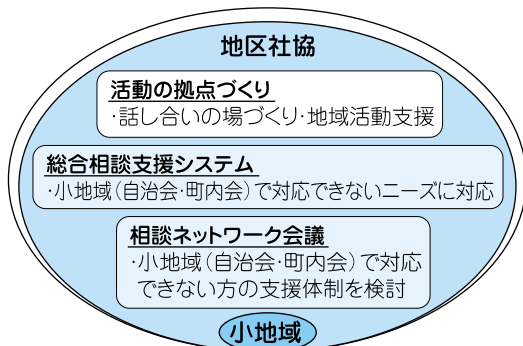
参照事例

事例4：ふれあいまちづくりセンター“あいあむ”を拠点とした住民参加の場づくり P42

* 住民が集う拠点、活動する拠点づくりを進める活動例 *

- ・ 拠点を活用した講座の開催や趣味活動
- ・ 住民の当番制による拠点の管理 等

地域全体で 支え合う活動をすすめる



地域全体で支え合う活動をすすめるとは、小学校区域や中学校区域等の圏域を活動範囲とする地区社会福祉協議会が、高齢者の食事の確保やまちの活性化など、単位自治会等の小地域の支え合いでは難しい課題について、小学校区等の地域全体で支えあうしくみをコーディネートし創出することです。ある一定の社会資源が整う地区社会福祉協議会では、福祉関係者だけでなく、まちづくり等を目的として地域で活動している他の団体や関係機関と連携をしながら進めることが期待されています。

事例3では、食事サービスにあわせ、お弁当を届ける際に安否確認を行うようにボランティアに協力を求めることで、ニーズの早期発見にもつながりました。

また、事例7では、住民にあわせたペースで活動を行い、「みかん援農ボランティア」「周防大島暮らし体験ネットワーク」などの都市との支えあいを基本とした実践活動へとつなげています。

このように、地区社会福祉協議会において、地域全体で支えあう活動を進めるには、地域内で活動している多様な団体や関係機関等と情報交換や協働実践等を行い、地域の活動を一緒に進めるパートナーシップを築いていくことが大切です。

参照事例

事例3：ふれあい型・生活支援型食事サービス事業化に向けた取組 P40
事例7：都市との共生をめざす大島型交流活動の推進～農業普及指導員（農村生活担当）からの地域への取組～ P48

* 地域で支えあう活動例 *

- ・ 配食サービス
- ・ 移送サービス
- ・ 都市と農村の交流
- ・ 多世代交流 等

地区社会福祉協議会で活動を活性化するポイント！

地域の社会資源を把握し、協働のイメージをつくる。

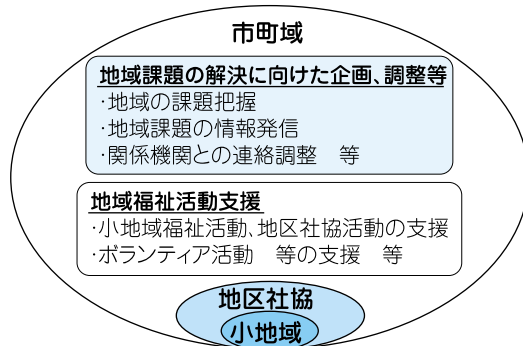
課題を顕在化し、地区社会福祉協議会だけで対応が難しいことは、他機関等に協力を求める。

地域の社会資源それぞれの強みを生かして協働実践を行う。

多くのメンバーの参画を得た協働実践を意識する。

3. 市町域の活動を活性化する取組と活動

住民や専門職等の連携、協働実践をすすめる



市町域で、住民や専門職等の連携、協働実践をすすめるとは、制度の狭間にあるニーズや課題を解決に結びつけていくために、既存の枠組みに縛られない柔軟な取組や枠組みを創り出すことです。単位自治会や小学校区等の地区社会福祉協議会などから寄せられる課題には、それぞれの地域では対応が難しいものもあります。こうした課題に各種制度や対象者の分野を越えて横断的に取り組むことが、市町域の活動には求められています。

事例6では、障がい児をめぐる事件を契機に、手をつなぐ育成会会長と施設職員とで対応を協議し、親の会のネットワーク化を進めました。また、当事者だけでなく、地区社会福祉協議会や民生委員協議会等地域の関係者を加え協議の場づくりをすすめています。多くの人が協議に加わったことで、地域のニーズやその解決に向けたアイデアをまとめることができ、障がい児やその家族が抱える課題を解決するための事業実施にむすびついています。

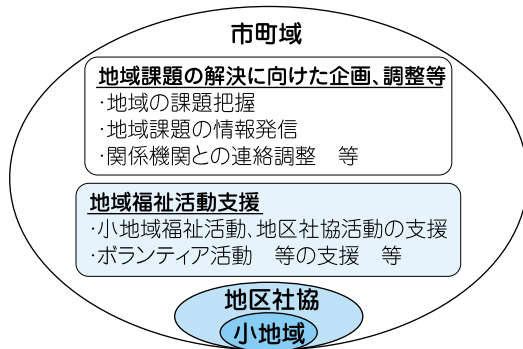
このように、市町域で住民や専門職等の連携、協働実践を進めるには、共通の問題意識を持った専門職が自発的に集い、事例検討を行う等インフォーマルな場をもつことも方法の一つです。また、当事者や家族、地域住民や専門職等、ニーズや課題を取り巻く人たちも協議の輪の中に参加してもらうことが、住民や専門職等の連携、協働実践を可能にします。その際に、連携、協働の目的をできるだけ具体的に示すことが重要です。事例6であれば、障がい児をめぐる事件を契機に地域での支え合いのネットワークをつくりたいという具体的な目的があったように、呼びかけられたメンバーが、連携・協働することでどのような効果があるか将来のビジョンをイメージできることが大切です。

参照事例 事例6：障がい者福祉ネットワーク会議から事業化へ P 46

* 住民や専門職等の連携、協働実践をすすめる活動例 *

- ・地域住民と専門職によるネットワーク会議の開催
- ・実行委員会形式による事業の実施 等

市民意識の醸成を図る



「あいあむ」という拠点を支えているという社会的な意義を伝えることにもつながっています。また、食事をきっかけに住民が集う「あいあむ」という拠点では、ボランティアグループの活動や精神障がい者の就労の一環としてレストランが運営されています。この拠点に集う住民や活動者等さまざまな人が「あいあむ」で出会い、お互いを知り合うきっかけとなり、福祉への理解や関心を深めることになっています。

また、事例5では、「調査の設問内容は家族会と一緒に作成した」、「調査票は福祉員が配布した」、「調査結果の中間報告はボランティアの手で作成した」といったように、事業にさまざまなメンバーが参画しています。調査活動を通じて、精神障がい者への地域支援というテーマのプラットフォームが形成されています。

さらに、事例6では、障がい者の相談事業をもとにくらしのハンドブック「ムーブ」を発行したり、集まれフェスタを開催したりするなどして、広く市民に活動や課題を周知する方法をとっています。

このように、市町域で市民意識の醸成を図るには、まず、住民が参加する中で地域の課題に気づく場を設定したり、住民に向けた講座等を開催するなどして地域の課題を伝えていくことが必要です。こうした取組が、地域住民の主体的な活動へつながり、住民と専門職が連携、協働する活動へつながり、当事者を地域で支える支援へとつながります。また、広報等を通じ社会福祉協議会活動を知ってもらうことで、普段社会福祉協議会とは関わりが少ない住民が地域福祉を身近に感じるきっかけにもなります。

参照事例

事例4：ふれあいまちづくりセンター“あいあむ”を拠点とした
住民参加の場づくり P42

事例5：社会調査をもとに地域課題や住民ニーズを把握する P44

事例6：障がい者福祉ネットワーク会議から事業化へ P46

* 市民意識の醸成を図る活動例 *

- ・ 講座や研修会の実施
- ・ 広報誌やパンフレットの作成 等

市町域の活動を活性化するポイント！

自分たちの組織だけでは解決が難しい課題については、解決に向けた協力者を探し協働実践という形で解決に向けた支援を行うといった協力者を求める視点も必要である。

「これが課題だ」と感じる視点は、置かれている立場によっても異なる。それぞれ違う立場や専門性をもつ者が課題を共有するためには、具体的な事例を繰り返し議論し、お互いが共有できるまで繰り返し伝えることが必要である。

2 地域福祉の活性化をすすめる人財

小地域、地区社会福祉協議会、市町域の各圏域に応じた地域福祉活動をさらに活性化していくには、各圏域の活動に沿ってサポートできる人財をおくことが重要です。

ここでは、地域福祉活動をサポートする人財として、専門職である「コミュニティソーシャルワーカー」(CSW)を2～3の地区社会福祉協議会を活動範囲とし配置するとともに、各地区社会福祉協議会や生活圏域には、地域のボランティアである「地区社会福祉協議会コーディネーター」を配置することを提案しています。また、「市町域全体」を活動範囲として「コミュニティワーカー」(CW)を配置することが、地域福祉のさらなる活性化をすすめる条件であると位置づけています。

「コミュニティワーカー」と「コミュニティソーシャルワーカー」を配置する意義

「コミュニティワーカー」及び「コミュニティソーシャルワーカー」という人財を配置することには、地域の福祉活動を活性化する2つの効果があります。

1つめには、潜在化している住民が抱える課題を、それぞれの圏域の活動で把握する機会を増やし、ニーズをキャッチする網の目をきめ細かにすることです。とりわけ、自治会や町内会等の小地域において「気になる人」や「気になる課題」に近いところで活動をするコミュニティソーシャルワーカーを配置することは、課題の早期発見につながります。

2つめには、課題解決に向けた支援内容が広がるということです。地域住民に近い範囲で活動するコミュニティソーシャルワーカーは、個々の住民の抱える課題に応じて、個々の課題に応じた支援のネットワークを構築することができます。一方、コミュニティワーカーは、市町全体の特徴を活かし、市全体の豊富な関係機関、団体等の社会資源の協力を得ながら、地域全体で支える事業やサービスを創出するといった地域支援を行うことができます。

個別支援を中心とし活動するコミュニティソーシャルワーカーと地域支援を中心とするコミュニティワーカーが、それぞれの活動を共有し連携をすることで、各圏域における活動や支援の内容が広がり、地域の福祉活動が活性化します。

地区社会福祉協議会コーディネーターを配置する意義

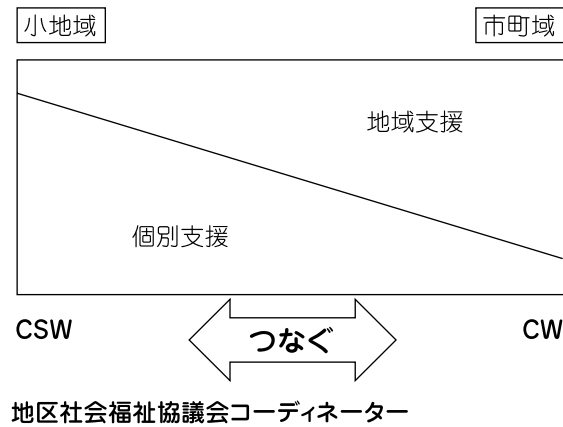
地区社会福祉協議会コーディネーターは、地域の活動が円滑に進むための調整や活動の準備等を担うボランティアとして配置します。こうした役割を担うボランティアが各地区社会福祉協議会に配置され、2～3の地区社会福祉協議会等を中心として活動するコミュニティソーシャルワーカーとの連携がとれることで、地域の福祉活動を活性化する基盤が整います。

例えば、日常生活での声かけやゴミ出し支援、人とのつながりを実感でき生活の延長上でお互いに支えあうといったことは、地域生活を維持していくためとても大きな意味をもちます。しかし、こうした活動を自治会や町内会等の小地域で行うには、地域に住む住民の理解と参加がなくては成り立ちません。

地区社会福祉協議会コーディネーターは、住民の一人でもあることから、地域福祉活動の良き理解者であり、参加者です。コミュニティソーシャルワーカーは、地区社会福祉協議会コーディネーターとともに、住民への呼びかけや活動方法等について一緒に検討しながら進

めることができます。また、社会福祉協議会をはじめとした専門職に、必要に応じて情報をつなぐ役割としても、地区社会福祉協議会コーディネーターは大きな役割を果たします。

【地域福祉の活性化をすすめる「人財」と支援活動】

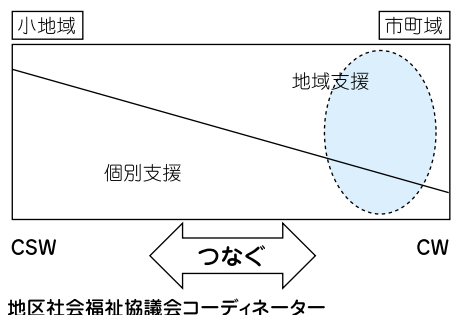


- ・「CSW」と「CW」は、連携、協働のもと、住民の支援や地域福祉活動の支援等を行う。
- ・「地区社会福祉協議会コーディネーター」は、「CSW」と連絡調整を行いながら活動する。

次に、「コミュニティワーカー」、「コミュニティソーシャルワーカー」、「地区社会福祉協議会コーディネーター」のそれぞれの人財が、地域福祉活動をさらに活性化していくために必要な取組や活動を提案します。

1. コミュニティワーカーの取組と活動

地域課題の解決に向けた企画、調整等



地域課題の解決に向けた企画、調整等とは、コミュニティワーカーが、地域の実態に基づきこれから地域で取り組むべき課題を整理し、解決に向けた企画提案や実行組織の調整等を行うことです。地域の中では声が上げづらい当事者の代弁者として、制度の狭間にある課題を地域に伝え、解決に向けた企画や調整等を行う専門職が必要とされています。また、小地域や地区社会福祉協議会等では対応が難しい課題や全市町で取組が必要な課題等についても、どのように支援していくのか、企画・調整していくのが、コミュニティワーカーには求められています。

事例2では、保健師だけでは解決が難しいケースを何とか支援したいという思いが発端となり、医師会に働きかけ「在宅ケア協議会」という協働体制を進める場をつくりました。在宅ケア協議会では、既存のサービスだけでは支援が難しい事例を繰り返し示しながら、必要なサービスを提供できる協働体制が構築されています。また、行政は、高齢者、障がい者、子ども、乳児と、対象者別になりがちな窓口を一本化し、利用者にわかりやすく柔軟に対応することを心がけています。さらに、システムの運用には、医療機関の負担を軽くするために、県健康福祉センターが各機関の連絡調整等のつなぎ役となっています。

事例3では、「会食の集いに出席されない方はどうされているのだろうか」という社会福祉協議会職員の気づきを確認するために、高齢者を対象とした食事サービス希望調査を実施しています。その結果、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の多くが、食事サービスを希望していることが明らかとなり、事業化の裏付けとなりました。また、ボランティア団体や社会福祉施設等で構成した食事サービス事業検討委員会を設置し、希望調査、調理、配達、料金等検討し、食事サービスを開始しています。

また、事例8では、既存の制度の狭間にある精神障がい者の実態を把握するために、山口地域ケア研究会といった大学教員や専門職等からなる組織の協力を求め、丁寧に調査、分析を行っています。

このように、コミュニティワーカーが、地域課題の解決に向けた企画、調整等を進めていくには、既存の制度の狭間にある問題や地域福祉活動の中で感じる気づきについて、調査等を通じ実態把握を行うことが大切です。また、様々な地域の課題を解決するには、課題に応じて、専門機関や地域住民等が協議をする場をもち多様な団体等と一緒に解決策を検討することが必要です。そのためには、参画する団体等に協働実践を行うことの意義を伝え参加意欲を高める働きかけをする等、様々なメンバーが参画し協働で行うしくみづくりを進めることが必要です。

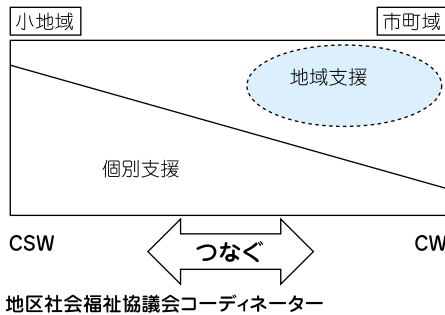
参照事例

- 事例2：在宅ケア協議会～保健師による個別支援を支えるシステム構築への取組～ P38
- 事例3：ふれあい型・生活支援型食事サービス事業化に向けた取組 P40
- 事例8：精神障がい者の地域支援への取組～NPO法人の地域支援～ P50

* 地域課題の解決に向けた企画、調整等を進める活動例 *

- ・定期的に実施される既存調査
- ・住民座談会
- ・ふれあい・いきいきサロンや地区の集まりへの訪問
- ・関係機関連絡会議等のネットワークの形成

地域福祉活動の支援



地域福祉活動の支援とは、コミュニティワーカーが、地域の現状と照らし合わせながら、既存の活動を点検し、より有益な活動となるよう助言することや、活動を継続するための人財養成及び福祉への住民の理解や参加意識を高める働きかけ等を行うことです。5年先、10年先の市町全体の地域の状況を見据えた地域福祉活動の方向性を示し人財養成等を計画的に行うことで、地域の福祉はさらに充実していきます。

事例3では、食事サービスを地域で進めるなかで、住民からあがってくる「離島の住民から利用希望が出てきた」、「食事づくりが困難なお年寄り

は週1回の食事サービスではあまり効果がないのでは」といった声に対し、住民の協力で実施できること、社会福祉協議会の事業や行政のサービスとして実施したほうがいいことを併せて検討し、継続可能な食事サービス提供のしつこみを担保しています。

事例6では、地区社会福祉協議会の会長が、市社会福祉協議会の事業の実行委員会に入ること、見方が変わり、それが地区社会福祉協議会関係者に浸透して、地区社会福祉協議会の雰囲気次第に変わっています。課題を抱える住民が暮らしやすい地域づくりをすすめるために、当事者が抱える課題を市全体の課題から地域の課題として投げかけています。

また、事例8では、活動を継続的に実施し途切れない支援にするために、当事者に向き合う姿勢を次世代に伝えていき人財の養成を行っています。

このように、コミュニティワーカーが、地域福祉活動の支援を進めていくには、普通の地域の活動を通じて住民から寄せられるニーズや課題を受け止め、既存の活動や事業を含め、ニーズに沿った活動や事業が展開されているかを定期的に点検することが大切です。また、活動や事業の継続には、意図的な取組みとして、活動を支える人財養成や住民意識の醸成の場をもつことが必要です。

参照事例

事例3：ふれあい型・生活支援型食事サービス事業化に向けた取組 P 40

事例6：障がい者福祉ネットワーク会議から事業化へ P 46

事例8：精神障がい者の地域支援への取組～NPO法人の地域支援～ P 50

* 地域福祉活動の支援を進める活動例 *

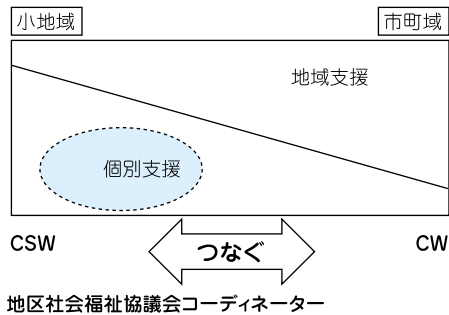
- ・活動者の集いを実施するなどし、それぞれの活動を振り返る場をもつ
- ・具体的な事業を想定したボランティアの養成、組織化を行う
- ・市域全体での取組を、住民に伝える
- ・地域全体の課題として共有し共感してもらう機会（研修会）等をもつ

コミュニティワーカーが活動をすすめるポイント！

相談活動を活用しニーズを知り事業に結び付ける
 調査結果を住民等へフィードバックする
 多くのメンバーの参画を得た協働実践を意識する
 地域の社会資源それぞれの強みを生かした協働実践を意識する
 会報等を発行し、当事者以外の人々の理解や協力を得る。
 目的や期間を定めた地域支援をおこなう
 モデル事業等を活用し、事業展開を行う
 他の実践や事例を学び自分の地域実践に活かす
 つなぎ役、相談役としての自らの立ち位置を持っている
 活動を支援する技術を磨く

2. コミュニティソーシャルワーカーの取組と活動

個別支援



個別支援とは、一定の地域を活動範囲とする専門職として配置されているコミュニティソーシャルワーカーが、地域で特に気がかりな人に個別に対応し、必要に応じて他機関・団体につなぐ等の支援を行うことです。寝たきり高齢者等の介護を必要とする家族を抱える家庭では、困ったことがあっても相談窓口に行くことが難しい状況の方が少なくありません。また、相談するほどでもないといった理由から、問題が重篤化するまで相談としてあがってきにくいことがあります。さらに、福祉サービスに関する情報等が入手しづらい当事者や家族の方々もいます。こうした課題を抱える

住民に関わりをもちながら対応する役割を担う専門職が必要とされています。

事例1では、地域で気がかりな人の中でも特に支援が必要な人には、地域住民の支え合いに加え、民生委員や在宅介護支援センター等の専門職と一緒に個別訪問を行っています。日頃の地域住民による支え合い活動と民生委員による見守り活動、他の機関の活動等にむすびつけている事例です。また、支援を必要とする人自身にも、支援者の連絡先の掲示、市の緊急通報装置の活用を勧めるなど、複数の支え合いのネットワークをめぐらせています。

事例2では、人口約175千人の市において、保健師が寝たきり高齢者の全戸訪問を実施し、寝たきり高齢者やその家族が抱える課題やニーズをキャッチする機会をつくっています。さらには、個別訪問によりキャッチした個々の課題を積み上げ吟味し、市全体の課題として支援システムの構築につなげています。

事例8では、精神障がい者の実態調査結果を深く掘り下げ、専門職として「問題を抱えている人は、サービスがあってもサービスにつながらない。その理由は、福祉情報へのアクセスが難しいことではないか」という考察を導き出しました。その考察をもとに「出かけ相談」や気軽に立ち寄れる「和みの家」といった拠点づくりをすすめています。

事例9では、各地区で取り組まれる活動に社会福祉協議会職員も参加するなかで、住民同士のつながりづくりを支援するとともに、地域の中で気になることを聞き取り、必要に応じて他機関につなぐ等の役割を果たしています。住民の方々の活動と地域での様々なサービスが連携し、協働することで住みよいまちづくりが進んでいます。

このように、コミュニティソーシャルワーカーが、個別支援を進めていくには、地域で気がかりな人には、住民の支え合い活動に加え、専門職として必ず個別訪問を行い当事者が抱える課題をアセスメントし対応することが重要です。また、当事者を支援するためには家族への支援も必要です。また、一つひとつの事例について、地域の関係機関と協議しながら支援のネットワークを構築する取組みを重ねることで、個別支援が行いやすい地域基盤が整っていきます。

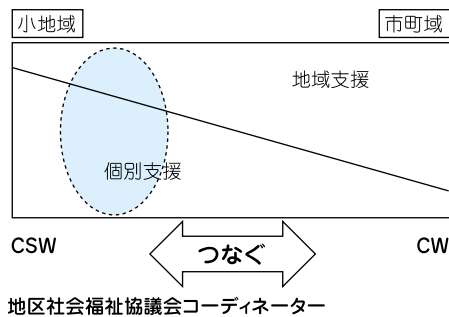
参照事例

- 事例1：支え合いマップづくりから見守り活動へ P36
- 事例2：在宅ケア協議会～保健師による個別支援を支えるシステム構築への取組～ P38
- 事例8：精神障がい者の地域支援への取組～NPO法人の地域支援～ P50
- 事例9：住民の主体的な地域活動へ P52

* 個別支援を進める活動例 *

- ・地域の気がかりな人の発見には...民生委員の定例会への参加 / ふれあい・いきいきサロン活動への参加 等
- ・個別支援を進めるには...関係機関等とのケース会議の開催
- ・個別訪問によるニーズキャッチ 等

小地域福祉活動の支援



活動の目的や意義を関係者で確認することが地域の活動を活性化することにつながります。

事例7は、平成8年の大島大橋無料化をきっかけに島と都市の交流が盛んになっていましたが、イベントが主で、一過性の交流にとどまっている状態でした。農家、農村の生活改善、農村の地域振興支援を進める専門職として地域をみたとき、農漁業や島での生活が理解され、都市と互いに支援し合える関係となることが重要であるという仮説を持ち、課題を設定した上で、専門職として、地域への働きかけを行っています。

事例9では、社会福祉協議会は、支え合いマップの手法を住民に紹介するにあたって、事前にアンケート調査を行い、住民がすでに取り組んでいる活動や取り組む意識の顕在化に努めています。また、住民自身が自分たちの活動を自己評価し、社会的意義を自覚できる機会を設けることで、自ら活動に取り組むためのきっかけづくりを行っています。

このように、コミュニティソーシャルワーカーが小地域福祉活動の支援を進めていくには、まず、地域の状況や福祉活動の実態を専門職として整理し、住民の方々に地域の現状をわかりやすく伝えることが必要です。また、潜んでいるニーズや課題の顕在化を促すことや住民に対して問題意識を持ってもらうために、住民自らが地域の実態を整理する作業（マップ等を用いた地域点検活動等）を提案し、学習会等を繰り返しながら機会を捉えて意識啓発を図ることも大切です。モデル事業等を上手に活用すると、これまでの事業を見つめ直すきっかけになります。

参照事例

- 事例7：都市との共生をめざす大島型交流活動の推進
～ 農業普及指導員（農村生活担当）からの地域への取組～ P 48
- 事例9：住民の主体的な地域活動へ P 52

* 小地域福祉活動の支援の活動例 *

- ・ 調査等を通じ、地域の状況や住民の活動を把握し地域の課題をわかりやすく伝える
- ・ 住民が地域福祉活動を進める手法や先駆的な取組等の情報提供
- ・ 学習、活動の機会をつくる

コミュニティソーシャルワーカーの活動をすすめるポイント！

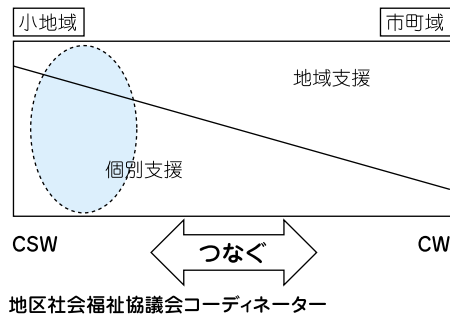
地域の状況や住民の活動を把握する。

地域から個別の相談があがれば、個別支援を中心に行う地域包括支援センターや各事業部と連携し支援を検討するなど、課題に応じて、必要な部署との連携体制をとり、組織内や関係機関等との連携を意識する。

地域の5年後、10年後を見越した活動提案をし、地域の将来像等の見通しをもった関わりをする

3. 地区社会福祉協議会コーディネーターの取組と活動

小地域福祉活動を支える



小地域福祉活動を支えるとは、地区社会福祉協議会コーディネーターが、会議の呼びかけや資料の作成等の事務作業等、小地域福祉活動を進めていくために必要な調整や事務作業等を行うことです。こうした役割を担う地区社会福祉協議会コーディネーター（ボランティア）が地区社会福祉協議会等に配置されると、地域での話し合いの場を定期的で開催し住民が主体的に活動を実施する基盤が整っていきます。

事例10では、地域での会議を継続的に実施していくために、地区社会福祉協議会コーディネーター（ボランティア）を地区社会福祉協議会に配置し、地域福祉活動を支えるために必要な事務作業が円滑に行われるしくみを担保しています。

このように、地区社会福祉協議会コーディネーターが小地域福祉活動を支える取組みを進めていくには、地区社会福祉協議会内でのしくみとして地区社会福祉協議会コーディネーターを配置するとともに、地区社会福祉協議会コーディネーターが担う役割を明確にすることが重要です。

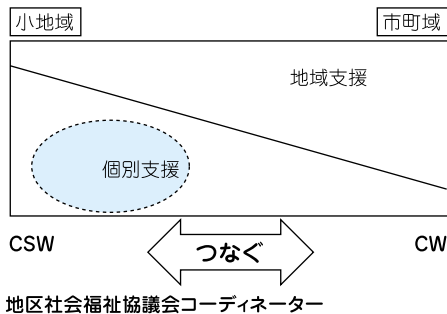
参照事例

事例10：小地域福祉推進会議（需給調整会議）が地域課題の発見、共有の場に P54

* 小地域福祉活動を支える活動例 *

- ・ 地域の活動実態を把握する
- ・ 住民の活動と社会福祉協議会の活動の情報提供の窓口となる
- ・ 住民が地域福祉活動にスムーズに関わることができるような事務処理等の支援

活動者、関係機関等との 連絡調整



活動者、関係機関等との連絡調整とは、地区社会福祉協議会コーディネーターが、活動の気づきを共有し地域の課題を確認する場をもつなどし、情報の共有や活動の意義を再確認する場づくりを進める役を担うことです。地域住民の一人でもある地区社会福祉協議会コーディネーターだからこそ気づく地域の課題もあります。こうした情報を関係者で共有し検討する場があることで、地域内の活動者の連携、協働のネットワークが形成されます。

事例10では、見守り活動の気づきを共有し地域の課題を確認する場として「小地域福祉推進会議」を開催しています。年に3～4回、見守り活動の関係者が集うことで、活動者にとっても、情報の共有や見守りの意義を再確認する場にもなっています。

このように、地区社会福祉協議会コーディネーターが活動者、関係機関等との連絡調整を進めていくには、地区社会福祉協議会コーディネーターの活動をサポートする専門職の関わりが重要となってきます。専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが定期的に地区に出向き地区社会福祉協議会コーディネーターと活動状況等を共有する等といった、地区社会福祉協議会コーディネーターが相談しやすい工夫をすることが大切です。

参照事例

事例10：小地域福祉推進会議（需給調整会議）が地域課題の発見、共有の場に P 54

活動者、関係機関等との連絡調整を進める活動例

- ・小地域活動者の連絡会議の開催

地区社会福祉協議会コーディネーターの活動をすすめるポイント！

- 地域住民が地区社会福祉協議会コーディネーターを担っていることで、地域住民への情報伝達がスムーズになる
- 地域の活動実態など状況把握を行う
- 住民と専門職をつなぐ役割であることを認識する
- 自身の活動への協力者を増やす

3 地域福祉をすすめるために必要な基盤

住民がお互いに支え合える住みやすいまちづくりを進めるために、地域福祉をさらに活性化していくことが求められています。そのためには、小地域、地区社会福祉協議会、市町域の各圏域の活動をつなげ重層的に地域福祉活動が展開されるよう、各圏域に地域福祉を推進する人財を配置することが必要となっています。

ここでは、地域福祉活動をさらに活性化し継続的に維持するための基盤について、今後の取組の方向性をまとめました。

1. ニーズを把握できる場をもつ

地域福祉活動は、地域や住民のニーズから始まります。そのため、地域に潜在的にある課題やニーズを把握するためのしくみが必要です。課題や問題を課題として感じていない、もしくは、改めて相談するほどではないといった課題が、潜在化したまま重度化していくケースも少なくありません。

地域住民や民生委員、福祉員等が地域の課題に気づく座談会のような「協議の場」や住民が気軽に相談できるふれあい・いきいきサロンのような「集いの場」等、住民のニーズを把握できる場を自治会や町内会等の小地域や地区社会福祉協議会等の住民の生活圏域の中に確保していくことが必要です。

また、地域福祉を進める人財が普段の何気ない会話等の中でも課題や問題に気づくことが最も大切です。

2. 活動が実践しやすい圏域で活動の組織化を図る

住民がお互いに支え合う地域社会が求められていますが、地域でこうした活動に参加できるボランティアが不足しているといった声を聞くことが少なくありません。ボランティアを地域で広げていくためには、無理のない活動方法を提案し住民に広く伝えていくことが必要です。

例えば、日常生活での見守りは、自治会や町内会等の小地域で進める方が普段の生活の延長線上として無理なく継続することができます。また、食事サービスや移送サービスは、活動を支える協力者が募れるような地区社会福祉協議会や市町域の圏域での活動となることが多いようです。このように、活動に応じて適切な圏域があります。地域の特性に応じて活動が実践しやすい単位で活動の組織化を図っていくことが、無理のない活動に結びつきます。

活動事例集に掲載した事例では、専門職が配置されている地域の人口規模は1,000人前後で、さらに小地域や地区社会福祉協議会等の小さな単位に、地域福祉を推進する基礎組織もっています。また、人口規模が15万人と大きい市では、地区社会福祉協議会という500人前後から10,000人程度の地域福祉推進基礎組織がありました。これらの活動単位の設定は、地域によって差異はありますが、一定の範囲に活動組織をもって推進することが重要な条件であるようです。

また、近年では、地域福祉を推進する専門職の他に、地区社会福祉協議会等の地域福祉推

進基礎組織に、地区社会福祉協議会コーディネーターや地区社会福祉協議会事務局員といったボランティアを配置し、小地域福祉活動を主体的かつ円滑に行う工夫を行っている例もあります。こうした人財の配置は、限られた財源の中で、地域福祉活動の活性化を高めていく上で大きな効果をもたらしています。

3. 地域特性に応じた住民、団体との多様な協働実践

制度の狭間にある課題やニーズを支援するとき、既存の事業やサービスだけで解決することが困難な事例が少なくありません。個別の課題を解決していくには、ニーズに添った支援のネットワークや活動を広げることが必要となります。

こうした支援を広げていくためには、平素から、地域の福祉活動に関わる組織や団体（地域包括支援センター、保健師、ケアマネジャー、農業普及指導員等）が、どのような活動を行っているのか、またどのような課題や関心を持っているのか等、お互いの状況を知りあう情報交換や気軽に相談できる関係づくりを形成していくことが大切です。また、その前提には、地域で課題を持つ住民を支え合って暮らしていくという地域の包容力を高めていくことが必要です。

4. 財源確保

「財源確保」は、地域福祉活動の活性化を図るための重要な基盤の1つです。

地域福祉活動の活性化するために必要な財源は、主に3つあります。1つめは、活動や事業等の立ち上げるための財源です。2つめは、継続的实施にかかる財源です。3つめは、地域で求められている活動や事業等を住民と共に企画し、側面的に支援する人財（専門職、ボランティア等）の配置や育成のための財源です。

活動の立ち上げにかかる財源

地域の困りごとや課題を解決するために、新たな活動や事業等を企画し実施することがありますが、その立ち上げには経費が必要となることもあります。例えば、配食サービスの立ち上げには、食事を配る弁当箱が必要となります。また、地域住民が集う拠点を確保していくためには、場所を確保し集えるように整備する費用等が必要となります。

このような財源として、「社協の自主財源」や「行政からの補助金」、「共同募金の配分金」や「財団等の助成金（助成事業一覧P72）」、「地区社協や自治会等の財源」、「地域関係者や住民からの寄付、貸与」、「バザーなど住民による財源確保」が考えられます。

活動の継続実施にかかる財源

継続的な事業実施の財源は、「事業やサービスを利用する者からの利用料（実費弁償）」を基本とし、利用料等でまかなうことが難しい部分は、上記で示したような財源等の確保を検討することが考えられます。

人財の配置や育成のための財源

地域で求められる活動や事業等の立ち上げや継続的な実施には、それらを進める人財や活動を側面的に支援するコミュニティワーカーやコミュニティソーシャルワーカー、地区社会福祉協議会コーディネーター等の人財が必要です。例えば、地域の課題や実態把握や財源確

保に関する情報提供、活動の立ち上げや継続的な実施に向けた助言や支援等があれば、住民が地域でお互いに支え合う活動はさらに広がっていきます。

地域福祉を推進する上で基盤となる人財の配置や育成のための財源は、主に「社協の自主財源」や「行政からの補助金」等を活用することが多いようです。

財源確保の方法

このような財源を確保するためには、行政や共同募金会、財団、地域住民等の財源提供者に、活動や事業等の必要性について理解を得ることが必要です。課題を抱える住民の個別事例や地域の福祉サービスやボランティア活動等の社会資源の実態を把握し、地域にとって新たな活動や事業等が必要である根拠を示すことが大切です。

また、地域福祉を推進する基盤整備を担う行政と協働し地域福祉の財源確保に向けた施策を創出することや、地域住民が活動へ参加する一つの形として寄付活動等を提案していくことも大切です。

5. 地域福祉の活性化を支える基盤

地域福祉を進めるための「社会福祉協議会の基盤づくり」

目標に向けた計画的な実践のしくみ

市町の社会福祉協議会では、地域住民とともに、住みよいまちづくりに向けた取組をおこなっています。これらの取組は、地域の長い歴史により創られてきたものです。地域福祉を進めていくには、めざす地域像を明確にし、長期的な計画を立て活動をおこなっていくことが必要です。

地域のめざすべき姿を明確にし、そのために必要な活動を計画化していく取組に、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定があります。策定した計画を見直し継続していくしくみを社会福祉協議会事業の中に位置づけることが必要です。

また、地域福祉を進める基盤として、それぞれの市町で活動を進める適切な圏域設定を検討し、重層的な活動が実現できるようなしくみを検討することが大切です。

社会福祉協議会内での情報の共有化と協働実践

合併にともなって、社会福祉協議会組織が大きくなったことにより、社会福祉協議会内で業務の分業化が進んでいます。同じ組織にあっても、他部署の動向がわからない、組織の機能を十分に発揮した解決に結びつかない等の弊害が生じています。それぞれの部署が地域や住民にむけてどのような事業や活動を提供できる力をもっているのか、さらには、協働すればどのような支援が社会福祉協議会という組織として可能になるか等について、社会福祉協議会組織全体の力を発揮できる体制を整備することによって、社会福祉協議会の力が更に高まり、住民への支援を具体的に示すこととなり、信頼につながっていきます。

まずは、社会福祉協議会内で、定期的に各課の情報や課題を共有する会議等を持ち、社会福祉協議会内の協働実践をすすめていくことが求められています。

社会福祉協議会職員（コミュニティワーカー、コミュニティソーシャルワーカー）の資質の向上

社会福祉協議会内のいずれの業務においても、地域の様々な相談を受け、住民が地域社会で継続的に生活できるように個別支援や地域支援等をコーディネートするという専門性は強く求められるところです。しかし、多くの社会福祉協議会では、職員の専門性が明確に整理

されておらず、職員ごとの価値観や判断に、職務の役割や内容がゆだねられていることが少なくありません。

職務に必要なニーズ把握を行うための調査に関する知識や住民に地域の活動や課題を伝えるための広報やプレゼンテーション技術等を習得したり、地域包括支援センターや施設職員、他の関係機関等との連携・協働をする力をもつなど、それぞれの職員の経験値だけではなく、体系的に社会福祉協議会職員育成を行うしくみをもつことが必要です。

地域社会の評価を基にした組織運営

山口県内の県民を対象とした、福祉に関する意識調査(「県民意識等実態調査」)によると、住民にとって、社会福祉協議会の組織や業務はわかりづらいようです。そのため、社会福祉協議会でやっている事業等が、地域住民にとってどのような意義があるのか、事業の成果や評価を得る取組が必要です。

また、社会福祉協議会が市町に1つ設立を許された「社会福祉法人」であることから、社会福祉協議会側から意図的に地域社会における社会福祉協議会組織の評価を客観的に捉えるように努め、地域社会の課題に対応できる組織体制や人材養成等を行っていくことが大切です。

地域福祉を進める上での「行政の位置づけと役割」

社会福祉法において、地域福祉推進の基盤を整備していくことは、行政の重要な役割であると明示されています。特に、地域福祉のさらなる活性化を進めるための行政の役割として求められているのは、地域性を考慮して「地域福祉が進みやすい活動圏域」を再検討し、小地域や地区社会福祉協議会の活動基盤を整えることです。

行政に強く求められていることは、住民が主体的に活動しやすい範囲の活動圏域で、住民が集い、協議する拠点を整え、活動を円滑に進めることができる人材の配置等、地域福祉を活性化させる条件を整えていくことです。

《活動事例集》

地域福祉の活動事例と地域福祉活性化事業における取組

「地域福祉の活動事例」では、これまで県内で取り組まれてきた10の地域福祉実践事例について、参考としたい取組を「事例のポイント!」、活動がすすんだ要因の考察を「検証：なぜ活動がすすんだのか?」としてまとめました。

また、「地域福祉活性化事業の取組」では、地域福祉活性化事業のモデル事業として取り組んだ萩市、平生町の2年間の経過をまとめています。

1. 地域福祉の活動事例

事例1：支え合いマップづくりから見守り活動へ	36
事例2：在宅ケア協議会～保健師による個別支援を支えるシステム構築への取組～	38
事例3：ふれあい型・生活支援型食事サービス事業化に向けた取組	40
事例4：ふれあいまちづくりセンター“あਿਆむ”を拠点とした住民参加の場づくり	42
事例5：社会調査をもとに地域課題や住民ニーズを把握する	44
事例6：障がい者福祉ネットワーク会議から事業化へ	46
事例7：都市との共生をめざす大島型交流活動の推進～農業普及指導員(農村生活担当)からの地域への取組～	48
事例8：精神障がい者の地域支援への取組～NPO法人の地域支援～	50
事例9：住民の主体的な地域活動へ	52
事例10：小地域福祉推進会議(需給調整会議)が地域課題の発見、共有の場に	54

2. 地域福祉活性化事業の取組

1) 萩市社会福祉協議会	56
2) 平生町社会福祉協議会	60

1 地域福祉の活動事例

事例1：支え合いマップづくりから見守り活動へ

活動の概要

萩市社会福祉協議会では、地域福祉活性化事業の受託を契機に、町内会レベルで支え合いマップづくりを行っている。

災害時支援活動

椿町町内会では、50世帯程度の二つのグループで支え合いマップづくりを行い、災害時の支援体制を検討した。集まったメンバーの情報だけでは、災害時の支援体制をつくることは難しいことから、マップ作成後に、支援が必要な8名を個別に訪問し、近所でのお付き合いをそれぞれ聴き取りをした。支援者は、要支援者と普段お付き合いのある人の中から選ぶこととした。特に支援が必要と思われる世帯には、民生委員と在宅介護職員による個別訪問を行い、普段の状況や、困りごとについて聴き取りを行っている。また、要支援者には、電話の横に支援者の連絡先を明示して、災害時に利用していただくことにしている。市の緊急通報装置とも連動するように進めている。

見守りネットワークづくり

雑式町町内会では、支え合いマップづくりを通して、地域の状況や要援護者の把握を行った。見守り活動について協議する中で、個人情報の管理が厳しく情報が少なかったため、個別に訪問し情報収集を行った。独居高齢者や高齢者二人世帯の中でも、特に見守りが必要と思われた21名を訪問。町内が約300世帯と広く全体を把握することが難しいので、新興地域と歴史的な地域など、町内を約100世帯程度ごとに三つに分けて活動を行っている。支え合いマップで把握された「世話焼きさん」にも協力を得て進めている。今後も継続して見守り活動を行って、時期を見て連絡会議を持つこととしている。

ふれあい・いきいきサロン

玉江浦2区では、支え合いマップづくりを通じて、普段のお付き合いが、緊急時に自然と連絡網になり、早期対応に繋がる事例が確認された。また、井戸端会議や老人クラブ活動を改めて把握した。誰もが参加できるサロン活動を始め、住民同士のふれあい交流を深めている。サロン活動の中で地域の情報を把握して、活動を何気ないお付き合いの中で見守りできるよう進めている。サロンに参加されない方に対する見守りについても対応を検討している。

地域の概況

《モデル地域の概要》

椿西校区の人口は、4,205人、世帯数1,672世帯で、高齢化率は23.1%である。高齢化率が市内で最も低い地域で、近年若年層の転入が多く地域のつながりが希薄化している。12の町内会がある。

白水校区の人口は、3,366人、世帯数1,321世帯で、高齢化率は33.0%である。農村、漁村に大別され、若者の定着が少なく高齢化率が高い。町内会が9つある。

《萩市の概要》

萩市の人口は、57,079人、世帯数24,472世帯で、高齢化率は33.0%である。22の小学校区がある。

(事例提供者：萩市社会福祉協議会 竹中 健 氏)

《事例のポイント！》

地域課題の共有が、支え合い活動への原動力となっている

町内会長や民生委員、福祉員等の複数のメンバーで、地域のマップを囲んだことがきっかけとなり、普段の生活で感じていた地域で気がかりなこと、例えば、「事故がよくおこる危険箇所」、「高齢者をねらった訪問販売」、「高齢者の夫婦で夫が妻を介護している世帯」等の地域の課題を共有することとなった。また、悪質な訪問販売に狙われやすい家族、介護者を抱えている家族といった、何らかの支援を必要としていると思われる「気がかりな人」も、「これまで地域で一緒に生活してきた住民同士であるから助け合いたい」、「お互いに支えあっていける地域となることが、自分たちの老後の安心につながる」といったメンバー間の認識を深め、支え合い活動の原動力となった。

「支え合い活動」を普段の生活の延長線上に位置づける

支え合い体制をつくるときに、誰が中心となって気がかりなAさんを見守るのか。見守る人も見守られる人も無理がない方法として、「気がかりな人」への支援者は、「気がかりな人とおつきあいの深い人に」というスタンスで、支え合いの体制づくりをすすめている。かつて、この地区では、「近所づき合いが緊急時の連絡網となり早期発見で事なきを得た」という経験をもとにした活動である。

また、見守りの支援者を探すために必要な情報は、気がかりな人への個別訪問から把握している。個人情報管理が厳しいというなかでも、「ご近所同士」、「地域住民の一員」といった関係性の中で支え合いを進めるために必要な情報を得ている。

地域の特性にあった「支え合いの活動」

新興地域と歴史的地域の混住地域のため交流は難しい面も少なくない。しかし、個別の見守りのほかに、地域や住民の状況によって受け入れやすい支え合いの活動がある。マップづくりに参加したメンバーは、普段の生活で感じる自分の地域にあった「支え合い活動」として、「ふれあい・いきいきサロン」といった集う場づくりを自然に選択している。

地域の支え合い活動と他の活動、事業とをむすぶ

地域で気がかりな人の中でも特に支援が必要な人には、地域住民の支え合いに加え、民生委員や在宅介護支援センター等の専門職による個別訪問を行っている。地域住民による支え合い活動と民生委員による見守り活動、他の機関の活動等にむすびつけている。また、支援を必要とする人自身にも、支援者の連絡先の掲示、市の緊急通報装置の活用を勧めるなど、複数の支え合いのネットをめぐらせている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

参加メンバーの呼びかけは、地域の特徴や地域の実情をよく知る人脈を考慮しながらすすめた。

マップの作成は、50世帯から100世帯といった小地域を対象としている。参加メンバーは身近な地域の課題を自分の課題として捉えることができ、支え合いの必要性を実感しやすかった。また、支え合いの必要性を感じたことが、活動への原動力となった。

住民による「個別訪問」の際、必要があれば社会福祉協議会から訪問先に事前に連絡したり、小地域で支えることが難しいケースは専門機関につなぐといった住民の活動を側面的に支援する社会福祉協議会CSWの関わりがあった。

事例2：在宅ケア協議会～保健師による個別支援を支えるシステム構築への取組～

活動の概要

昭和63年から、宇部市では、保健師による寝たきり高齢者の全戸訪問を開始した。

個別訪問では、長期間家族だけで介護していた家族が困り果てていることがわかったが、対応が難しかった。介護保険開始前であり、サービスは、訪問看護等と限られていた。何も出来ないことにジレンマを感じていた。解決の糸口を見つけるべく、医師会に話をもちかけた。医師会も、医療の立場でしか治療できない。しかし、医療以外のことで役に立つにはどこに相談したらいいかと悩んでいた。このように双方の抱えていた思いが重なり合い、平成6年2月に「在宅ケア協議会」を医師会（地域医療担当の医師）と保健師で立ち上げることに至った。

在宅ケア協議会では、医師会や保健師等で連携し、在宅生活を送る住民を支援するためのシステムを構築した。

主治医照会システム

往診してくれる先生がどこにいるかわからない。病院から退院した後に往診してくれる先生がいたら、継続して治療が出来るのという課題に対し、このシステムでは、医師会を通じて、往診医を簡単に見つけることが出来、退院から在宅までの空白時間をなくすことを目的で実施した。

行政から医師会の在宅医療担当理事にFAXで連絡し、対応可能な医師へ連絡調整し、主治医が決定する。これまで198人が利用につながっている。

退院情報連絡システム

平成9年にスタート。退院にあたって、「どこに相談したらいいかわからない。」という声から「退院情報連絡システム」を立ち上げた。このシステムでは、入院先の主治医や看護師に患者が相談すると、病院が退院連絡票を作成しそれを山口県宇部健康福祉センターへ送付し、健康福祉センターで担当部署へ振り分け、その後受理した部署の保健師が一両日中には、病院と連絡を取る。保健師は、病院を訪問し、必要なスタッフとケア会議を開催して、退院後のサービス調整をするというものである。

システムの特徴として、連絡票に医療の情報が加わっていること。また、市町が早い段階で相談を受ける。患者の機能を落とすことなく、在宅療養につなげることができることが挙げられる。システムが立ち上がり、10年以上経過し、約2,000人が利用している。

サービス調整だけでなく、家族支援、介護保険外、子ども等への支援なども幅広く行っており、利用者が増えてきている。

地域の概況

人口175,531人の地域の取組

（事例提供者：宇部市地域包括支援センター 斎藤美矢子 氏）

《事例のポイント！》

専門職として住民のニーズをキャッチする機会をつくる

人口約175千人の市において、保健師が寝たきり高齢者の全戸訪問を実施し、寝たきり高齢者やその家族が抱える課題やニーズをキャッチする機会をつくっている。平成4年当時、市が把握していた寝たきり高齢者世帯は268人。保健師一人あたり、23人を訪問したことになる。

寝たきり高齢者を抱える世帯での、相談窓口に行くことが難しい、相談するほどでもないといった理由から、ニーズがあっても相談としてあがってきにくい声を、個別訪問によりキャッチし、個々の課題を積み上げ吟味し、市全体の課題として支援システムの構築につなげている。

困っていた市民からの要望でスタートし、必要なサービスを提供できる協働体制の構築が進んだ

保健師だけでは解決が難しいケースを何とか支援したいという思いが発端となり、医師会に働きかけ「在宅ケア協議会」という協働体制を進める場ができた。

在宅ケア協議会では、既存のサービスだけでは支援が難しい事例を繰り返し示しながら、必要なサービスを提供できる協働体制を構築している。

年齢、障害の別なく、窓口を一本化し、迅速に対応できるシステムづくり

この事例で紹介したシステムは、高齢者、障がい者、子ども、乳児も対象となる。行政では縦割りになりがちな窓口を一本化し、利用者にわかりやすく柔軟に対応することを心がけている。また、システムの運用には、医療機関の負担を省くために、健康福祉センターが各機関の連絡調整等のつなぎ役となっている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

協力者を求めたこと

在宅療養者のニーズに応えていくためには自分たちだけでは解決できない、という判断をし、医師会という協力者を探し「在宅ケア協議会」という協働実践を進める枠組みを整えた。

行政予算を超えた枠組みで連携したこと

「在宅ケア協議会」は、行政予算を伴わない集まりである。必要性を感じた専門職が自発的に集い事例検討を行うというスタイルをとったことが、参加メンバーの拡大につながり、職種の垣根を越え協力者を増やすことになった。結果的に多くの協力者がシステムを理解し活用することができた。

共有できるまで繰り返し伝えたこと

「これが課題だ」と感じる視点は、専門性によって異なる。在宅ケア協議会では、それぞれ違う専門性をもつ者が課題を共有するために、具体的な事例を繰り返し議論している。

事例3：ふれあい型・生活支援型食事サービス事業化に向けた取組

活動の概要

旧豊北町では、町内全地区で独り暮らし老人の会を組織化（7箇所）し、会食の集いを各地区で開催していたが、会食の集いに出席されない方はどうされているのだろうかといつも気になっていた。そこで、高齢者の状況を知るために、食事サービス希望調査を行ったところ、65歳以上の独り暮らしの高齢者の多くが、食事サービスを希望していることがわかった。

実施に向けた検討、組織化

その結果を受け、ボランティア団体や社会福祉施設等で構成した「食事サービス事業検討委員会」を設置し、希望調査、調理、配達、料金等検討し、食事サービスを開始した。

調理は施設地域サービス運動（事業）の一環として特別養護老人ホームが実施した。配達ボランティアは、広報社会福祉協議会だよりで募集し、隔週1回の弁当サービスがはじまった。弁当の名前は「生き生き弁当」、配達ボランティア「生き生きグループ」が組織された。

サービス提供と評価

利用者にはとても好評で、「回数を増やして欲しい。」と言う声が多く寄せられた。養護老人ホームからも調理の協力もいただけるようになり、毎週1回のサービス提供が出来るようになった。

一方、離島の角島の人から利用希望が出てきた。昼ごはんに間に合うような船の便がなく困っていた。角島地域の女性グループの人に角島公民館に集まっていただき相談した。婦人会と食生活改善推進員さんと民生委員、母親クラブの当番制で調理を担当し、配達も地域の運転ボランティアの協力で、角島地域でも週1回の食事サービスが始まった。

そのような中「食事づくりが困難なお年寄り等は週1回の食事サービスではあまり効果がないのでは」との声があがってきた。

そこで、行政の福祉担当、施設の栄養士、配達員、社会福祉協議会職員などで協議を重ね、行政から委託料をいただいて、生活支援型の食事サービスが始まった。調理は特別養護老人ホームでつくり、配達は社会福祉協議会のパート職員で対応。保温ボックスを使用して、懐石風（陶器使用）の食事を提供。利用者によっては、おかゆ食、きざみ食、無塩食など特別養護老人ホームの機能性を発揮した週5日の食事サービスとなった。

続いて、土日、祝祭日の食事希望も利用者から要望があがってきたことから、関係機関と協議検討し、平成8年4月から365日毎日の食事サービスが始まった。

事業を通じた波及効果

毎日の食事サービスは食の提供という意味があるが、毎日の安否確認ができているということやニーズの早期発見につながっていることに、このサービスの実施の価値がある。これまでに、配達した際に脳梗塞になった直後のところやトイレで倒れていたところを発見したこと、救急車や医師に連絡したことなど早期発見につながったことも多くある。

地域の概況

平成17年に合併。合併前の旧町（支所）のエリアの人口は11,626人で、世帯数4,829世帯、高齢化率40.1%である。小学校区を単位とし7つの地区社会福祉協議会を設置する等、小地域単位に地域福祉活動を推進する組織体制を有している。また、介護保険事業等のさまざまな事業を展開していることから、職員数は79名（一般業務職員15名、介護サービス事

業職員64名)と人口規模に対し大きな組織となっている。

(事例提供者：下関市社会福祉協議会豊北支所 山村 敏史 氏)

《事例のポイント！》

社会福祉協議会職員の気づきを地域実態と照らし合わせる

「会食の集いに出席されない方はどうされているのだろうか」という社会福祉協議会職員の気づきから、実際に地域住民のニーズとしてあるかを確認するために、高齢者を対象とした食事サービス希望調査を実施している。その結果、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の多くが、食事サービスを希望していることが明らかとなり、事業化の裏付けとなっている。

事業実施に向けた専門機関、ボランティア等組織化と協働実践

配食サービスを実施していくには、どのようなメンバーの協力が必要であるかを視野に入れながら、ボランティア団体や社会福祉施設等で構成した食事サービス事業検討委員会を設置し、希望調査、調理、配送、配達、料金等検討し、食事サービスを開始している。

また、調理は施設地域サービス運動の一環として特別養護老人ホームに依頼するなど、事業に参加する施設にとっても社会貢献という意義があることを伝えて参加意欲を高める働きかけをしている。さらに、調理は施設、配送はボランティアグループを組織化する等、配食サービスの実施に様々なメンバーが参画し協働で行うしくみづくり、地域で支えるサービスとして位置づけている。

柔軟にサービスを見直し、住民ニーズにあったサービスに

「離島の角島の人から利用希望が出てきた。」「食事づくりが困難なお年寄り等は週1回の食事サービスではあまり効果がないのでは」といった住民のニーズを受け止め、ニーズに沿ったサービスが提供できるようその都度検討している。

また、サービスの見直しの際には、住民の協力で実施できること、社会福祉協議会の事業や行政のサービスとして実施したほうがいいことを併せて検討し、継続可能なサービス提供のしくみを担保している。

ふれあい型・生活支援型食事サービスを通じた安否確認

ふれあい型・生活支援型食事サービスは、高齢者にとって食の提供という意味がある。さらに、お弁当を届けることが、安否確認になりニーズの早期発見につながっている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

課題を顕在化し、社会福祉協議会だけの対応ではなく、他機関等に協力を求めた。

高齢者が食事の確保やふれあいを求めているといった声を顕在化し、課題を課題のままでは放置せず解決に向け他機関の協力を積極的に求めている。

地域の社会資源それぞれの強みを生かした協働実践であった。

特別養護老人ホーム等の施設は調理機能をもち刻み食等の食事形態を変えて提供できる、民生委員さんは地域で見守り活動とあわせて昼食の配達に協力していただけるのではないかなど、協力を呼びかける相手の特徴を熟知し、参画する組織や団体の特徴や強みが生かせるような役割を想定しながら協働実践者を構成している。社会福祉協議会の限られた職員では限界がある事業も、多くのメンバーによる協働実践の体制を整えたことで、住民のニーズに添った柔軟なサービス提供を可能とした。

住民への希望調査、検討委員会の設置、関係機関との協議というプロセスを持つことで、意思統一ができ、それぞれが果たす役割が明確となった。

事例4：ふれあいまちづくりセンター“あいあむ”を拠点とした住民参加の場づくり

活動の概要

ふれあいまちづくりセンター“あいあむ”

平生町社会福祉協議会では、ふれあいまちづくりセンター「あいあむ」を自己所有している。法人全体の事務局機能に併せて、就労継続支援事業所B型「あいあむ」を開設したことで厨房設備を付帯したことが特徴である。就労継続支援事業所では、事業の一環として毎週金曜日にレストランを開設しカレーライス等の提供をしている。年に一度、会費徴収に併せて町内全戸配付する「社会福祉協議会活動紹介パンフレット」に「あいあむ券」を添付し、「1,000あいあむ」を100円相当とし、レストランの食事代として利用できるようにしている。

レストラン“あいあむ”での活動

また、厨房設備を活用し、ボランティアグループによるワンコイン（500円）の食事提供が開始された。

毎週月曜日は「あいあむ定食の日」として、温かいご飯とお汁に、平生産の素材を使用した和定食を、ボランティアグループ「食彩倶楽部 かざぐるま」の皆さんが提供されている。毎週80～100名の方にご利用いただいている。町内在住の高齢者やボランティア活動や地域活動に取り組まれている団体等の交流の場に活用されている。また、一人で訪れ、顔なじみの人とふれあうことを楽しみにされている方も増え、高齢者等が利用し易い場となっている。

また、指定就労継続支援事業所の取組のひとつである「あいあむカレー」の売り上げは、“指定就労継続支援事務所 あいあむ”の作業収入として、同事業所利用者の作業報酬に反映されている。毎週、40～60人ぐらいの方が利用されている。

住民参加に支えられる拠点として

また、「あいあむ」で使っている野菜、家具、食器には、町内外の住民から提供されたものも多い。家具などは「社会福祉協議会が使うなら寄贈する。使わないならゴミにする」と連絡が入ることも多い。住民の方や農家から、野菜も頂いている。先日も冬瓜が山ほど届き、それらをレストランの食事に利用している。また、デイケアで製作されたレース編みのコースターとあいあむ券を交換され「れすとらん あいあむ」を利用される方もいらっしゃる。

また、食事の提供される日には、あいあむで子育てサロンも始まった。

「あいあむ」は精神に障がいのある人の就労支援をはじめとして、ボランティアやデイサービスを利用される高齢者、子育て中の親子など、様々な人の社会参加の場のひとつとして捉えている。

地域の概況

人口は13,388人で、世帯数5,498世帯、高齢化率28.5%。旧町村、字を単位とし6つの地区ごとに、地域福祉を推進する組織体制ができています。また、介護保険事業等のさまざまな事業を展開していることから、職員数は82名（一般業務職員11名、介護サービス事業職員71名）と県内の他の市町社会福祉協議会と比べ、人口規模に対し大きな組織となっている。

（事例提供者：平生町社会福祉協議会 福嶋 美奈子 氏）

《事例のポイント！》

社会福祉協議会の活動を知ってもらうきっかけづくり

平生町社会福祉協議会の活動紹介パンフレット(会費徴収に併せて年一回発行)に、食事代として使える「あいあむ券」を添付している。住民が、このクーポン券を利用し食事に訪れることは社会福祉協議会の事務局を目にすることであり、社会福祉協議会活動を垣間見るきっかけになる。組織や活動が住民に伝わりづらいという課題をもつ社会福祉協議会が少なくない中で、普段社会福祉協議会とは関わりが少ない住民にも社会福祉協議会事務局にお越しいただけるきっかけとなっている。

拠点に人が集まるしかけがある

平生町社会福祉協議会では2006年に「はつらつ人生推進ビジョン」を策定し、社会福祉協議会として、平生に暮らす全ての住民がはつらつとした人生をおくるために必要だと思われること - 「健康」「仲間」「役割」 - を提示している。そのビジョンに基づき、住民が気軽に集えるスペースを設け、集うきっかけのひとつとして、食と生命をテーマに「レストラン」を開設した。高齢者等の「食事」の確保を図りながら住民同士が自然に集い、さらにはボランティアグループの活動を通じて住民が役割を自主的に発揮できるしかけがある。

気軽に参加できる場をつくる

レストランは、ボランティア活動と障がい者の就労という形で運営されている。また、レストランで使われる食器やソファは住民からの寄贈によるものがほとんどである。さらに、住民から取れたての野菜等が届けられるなど、いろいろな形で住民が参加できる場がつけられている。また、食事が提供される日には子育てサロンもはじまっており、様々な人が気軽に参加できる場となっている。

住民参加で支えられる拠点「あいあむ」

住民の方が野菜やコースターを届けてくださると「あいあむ券」をお渡しするという取組は、住民一人ひとりの心遣いに対する感謝の意であるが、それらの心遣いが住民が集う「あいあむ」という拠点を支えているという社会的な意義を伝えることにもつながっている。

「集い」、「参加し」、「知り合う」が循環する形

食事をきっかけに住民が集う「あいあむ」という拠点では、ボランティアグループの活動や精神障がい者の就労の一環としてレストランが運営されている。この拠点に集う住民や活動者等さまざまな人が「あいあむ」で出会い、お互いを知り合うきっかけになっている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

理念に基づいていること

平生町社会福祉協議会では、人事考課制度を導入しており、その際明確な経営理念を提示している。それに基づき「はつらつ人生推進ビジョン」を策定し、その具現化の一環として「あいあむ」を建設し様々な事業を展開している。住民に対して、社会福祉協議会の活動姿勢を示していると言えよう。

常に課題を意識した取組をしている

「食の安全、安心」、「精神障がい者の就労支援」、「住民の集いの拠点」等、常に地域の課題を意識した取組である。

他の実践や事例を学び平生町らしい実践へ

全国各地の実践や事例を学び、地域の実情に応じて実践に活かしている。

活動のテーマを誰にも共通する「食」にしたこと

生活の基礎である「食」をテーマとし、地域福祉活動につないだことで、地域福祉活動を具体的に示し、広く住民に見えやすくした。

事例5：社会調査をもとに地域課題や住民ニーズを把握する ～精神に障がいのある人の地域生活支援調査を通じて～

活動の概要

旧阿知須町では、精神に障がいのある人の地域生活支援調査を、全国社会福祉協議会の社会福祉協議会活動振興事業の中の精神保健福祉支援事業を平成16年度から2年間実施した中に行った。この事業を通じてこれまで社会福祉協議会では取組ができていなかった分野への新たな挑戦と精神に障がいのある人への理解と地域住民意識の高揚、福祉意識の醸成を図りたいと考えた。

実施に向けた検討

アンケートに際しては、本事業を推進する「精神障害者の地域支援ネットワーク会議」（構成メンバー：病院のPSW、NPO法人、民生委員、家族会、地域生活支援センター、ヘルスポランテア、福祉総合相談支援センター、県健康増進課、市健康福祉課）で設問内容を協議したもので、事務局側が一方的に考えたものではない。阿知須で行った調査が、それなりに進んだのは、県精神障害者家族会の会長が阿知須の住民だったことがひとつの要因になっており、当事者の立場で多大な協力をいただいた。

調査の実施

調査は、各世帯に留め置きして、一週間後に各福祉員さんが回収をした。結果的に、7割を超える回収率になったのは、30世帯に一名配置している福祉員さんに声かけしてもらったことが大きかったように思う。

回収したアンケートは職員が直接集計している。職員も、地域の人意見に直接触れることでいい勉強になっている。また、地域の中にはいろいろなニーズと情報があることがうかがえる。地域の皆さんの日ごろの思いを取り上げて、地域にフィードバックしている。

中間報告の作成も、ボランティアに取りまとめをお願いしている。

今後、この分析結果をどのようにフィードバックしていくかが課題であり重要でもある。

精神に障がいのある人の課題を地域に伝える

調査後、ネットワーク会議で精神に障がいのある人が地域で安心して暮らせるようになった事例を検証して、そのノウハウを学ぶことを一年半行った。その後、住民福祉講座を開催してそのノウハウを伝えてきた。病院のPSWの人も、社会福祉協議会が地域と精神障がい者、専門家、家族の真ん中に入ることが良いと言っている。社会福祉協議会職員だけではやって行けない。専門家、地域の人に力を借りなければならないところがある。阿知須では、200人近くが精神科に通っていることから、調査で関わった委員の皆さんはまだ関わりを持ちたいと言っている。

精神に障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう、偏見を払拭することが大切だということ住民福祉講座などで伝えていきたい。

地域の概況

平成17年に合併。合併前の旧町（支部）のエリアの人口は9,149人で、世帯数3,416世帯、高齢化率26.1%の町であった。各地区単位で、見守り活動等の地域福祉活動を推進するモ

デル指定を継続的に行う等、住民の顔が見える範囲の小地域を重視している。また介護保険事業等のさまざまな事業を展開していることから、職員数は33名である。

(事例提供者：山口市社会福祉協議会阿知須支部 山本 貴広 氏)

《事例のポイント！》

調査活動を通じたプラットフォームの形成

「調査の設問内容は家族会と一緒に作成した」、「調査票は福祉員が配布した」、「調査結果の中間報告はボランティアの手で作成」といったように、事業にさまざまなメンバーが参画している。調査活動を通じて、精神障がい者への地域支援というテーマのプラットフォームが形成されている。

調査から社会福祉協議会職員も学ぶ

回収したアンケートは職員が直接整理したことで、地域の人意見に直接触れることになる。地域住民の思いにふれ、まとめられた調査結果を見るだけでは気づかないニーズに気づくこともあり、調査から社会福祉協議会職員が地域の実態を学ぶ機会となる。

調査結果をもとにした講座の開催

調査結果をどう地域にフィードバックしていくか。阿知須では、精神に障がいのある人が地域に帰った事例を検証して、そのノウハウを学ぶことを一年半行った。

また、その後、講座を開いてノウハウを伝えている。調査結果が次の活動へつながり、その活動が精神障がい者を地域で支える支援へとつながっている。

社会福祉協議会は精神障害者と地域と専門家、家族の真ん中で、お互いの持ち味を引き出す

調査活動に関わった病院のPSWIは、「社会福祉協議会が地域と精神に障がいのある人、専門家、家族の真ん中に入ることが良い。」と述べている。社会福祉協議会は、住民が地域で暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目的とした団体であるが、住民が抱える課題を社会福祉協議会だけで解決することはできない。本事例で、社会福祉協議会は、専門家、地域の人を力を引き出しコーディネートしている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

モデル事業を活用した事業展開

地域の課題を実現するきっかけとして、全国社会福祉協議会のモデル事業を活用して調査や事業を展開しているため、活動を進める際の情報や財源等を確保することができる。

参画者が主体性を育む協働実践であったこと

「調査で関わった委員の皆さんがまた関わりを持ちたいと言っている。」に象徴されるよう、メンバーが精神障がい者が地域生活を送ることの課題を十分に共有していることから、協働実践への課題の投げかけ方や事業の進め方が参画メンバーの主体性をより育む実践であったといえる。

調査結果のフィードバックを大切にしたこと

事例6：障がい者福祉ネットワーク会議から事業化へ

活動の概要

旧徳山市（現周南市）では、平成8年度に障がい児に関する事件が発生したことを受けて、手をつなぐ育成会会長と、施設職員とで対応を協議し、親の会のネットワーク化を進めた。同年10月に、心身障害児者をもつ親の会11団体により構成した、「第1回障害者福祉ネットワーク会議」を開催。当事者だからできることがあるという気持ちから会議を発足した。

障害者福祉ネットワーク会議の拡大、事業化へ

会議を重ねるなかで、関係機関との会議も持ちたいということから、翌年には、地区社会福祉協議会や地区民協20地区35名、関係7機関の7名を加えて、「障害者福祉ネットワーク拡大会議」の開催に至った。

平成10年度には、障害者福祉ネットワーク会議として、相談体制検討委員会、レスパイトサービス検討委員会、集まれフェスタ検討委員会を開催。あわせて、地区社会福祉協議会推進計画「徳山ふくふくプラン2」を策定した。

平成12年度には、相談体制検討委員会として、暮らしのハンドブック「ムーブ」を発刊。レスパイトサービス検討委員会を立ち上げ、障がい児者の一時あずかりサービス「ポレポレくらぶ」を、民家の提供を受けてスタート。さらに、集まれフェスタ検討委員会を立ち上げ、633人の参加のもとに第4回集まれフェスタを開催した。

当事者、家族、専門職など、ニーズを取り巻く人たちを、活動の輪の中に入れていくのがコミュニティソーシャルワーカーの役割だとも考えている。輪に入ることで、いろいろな問題も解決されていく。コミュニティソーシャルワーカーの役割は、いろんな人と一緒につくり上げていくことが大切であり、ニーズも情報も解決策もたくさん出るということに結びつく。

市全体の取組を地区社会福祉協議会へ伝える

市社会福祉協議会の行事を企画運営する際に、地区社会福祉協議会の方に委員として加わってもらい、ノウハウを見ていただき、共に議論を尽くすことで、急激に市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の間隔が詰まっていく。何回か実行委員会で意見をぶつけ合い、議論が白熱する場面があると、テーマそのものを自分が解決すべき問題として認識し、深まっていく。

また、地区社会福祉協議会の会長さんが、市社会福祉協議会の事業の実行委員会に入ること、地区社会福祉協議会の会長さんの意識が変わり、それが地区社会福祉協議会に浸透して、地区社会福祉協議会の意識がしだいに変わっていく。実際の事業に関して、現実的な議論を、お互いが闘わせることが役に立つ。ともに実践することで意識が変わっていくのだと思う。

これらの取組は、市民の参画のあり方を、地域の方からつくり上げていくこともめざしている。何かを動かすときには、テーマに関心のある人を集めた方が動かしやすいこともあると感じている。

地域の概況

平成15年に合併。人口は152,800人で、世帯数65,695世帯、高齢化率24.6%である。原

則自治会連合会単位に、地区社会福祉協議会を設置している。地区社会福祉協議会の推進計画を策定し、地区社会福祉協議会を基盤として地域福祉活動を推進する体制をとっている。職員数は216名（一般業務職員152名、介護サービス事業職員64名）である。

（事例提供者：周南市社会福祉協議会 有馬 俊雅 氏）

《事例のポイント！》

課題を協議する場づくり

地域での事件を契機に、手をつなぐ育成会会長と施設職員とで対応を協議し、親の会のネットワーク化を進め、さらにはネットワークを拡大し、地区社会福祉協議会や民協を加え協議の場づくりをすすめた。

協議の輪が解決策を生み出し事業化へ

当事者、家族、専門職など、ニーズを取り巻く人たちを活動の輪の中に入れてもらい、いろいろな人と一緒につくり上げていくことを大切にしている。たくさんの方が関わることで、ニーズも浮かび上がりその解決策もたくさん出る。そうした意見をまとめ事業化にむすびつけている。

成果を広く周知する

障がい者の相談事業をもとに、くらしのハンドブック「ムーブ」を発刊したり、「集まれフェスタ」を開催したりするなどして、活動を広く市民に活動や課題を周知する方法をとっている。

市全体の取組を地域へ伝える

市全体での取組に、地区社会福祉協議会の方を実行委員として加え、共に議論を尽くすことで、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の距離が埋まっている。また、地区社会福祉協議会の会長が、市社会福祉協議会の事業の実行委員会に入ること、地区社会福祉協議会の会長さんの意識が変わり、それが地区社会福祉協議会に浸透して、地区社会福祉協議会の意識がしだいに変わっていく。

課題を抱える住民が暮らしやすい地域づくりをすすめるために、障がい者が抱える課題を市全体の課題から、地域の課題として投げかけている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

住民の意識の変容を促し、当事者のエンパワメントを生かす取組

委員会では、委員が議論を繰り返し行い問題を問題として受け止めるような場をもったことで、住民の意識の変容が促されるとともに、当事者自身の力もエンパワメントされている。

当事者と地区社会福祉協議会関係者を巻き込む取組

委員会で当事者と地区社会福祉協議会のメンバーと一緒に議論することで、当事者の課題を実感するきっかけとなり、地域活動にむすびついていく。

事例7：都市との共生をめざす大島型交流活動の推進～農業普及指導員（農村生活担当）からの地域への取組～

* 農業普及指導員（農村生活担当）とは県の技術職員で、農家、農村の生活改善、農村の地域振興を支援、主には農村の女性、高齢者をエンパワメントし、自ら暮らしを良くしようと行動を起こすための支援を行っている。生活改善とは、「農家生活をよりよくし、発展させること」「行動を起こす農家を育てること」である。

活動の概要

平成8年の大島大橋無料化をきっかけに島と都市の交流が盛んになったが、イベントが主で、一過性の交流にとどまっているのが実状であった。しかし、交流の目的としては、農漁業や島での生活が理解され、都市と互いに支援し合える関係となることが重要であると考え、このことを住民と課題化して「農山漁村と都市との共生」を進めたいと考えた。第1次産業に従事する女性たち（主に東和町農漁村女性連けい会議）の組織を中心に活動を行った。その結果、自分達が参画できる活動、住民主体の手作り交流ということで活動を検討・実践していくこととなった。

住民と取り組む課題設定に至るまでの活動経過

島の宝探し（島の良いところ、誇り、資源探し）ということで、自分たちが主体的に島の交流を進めるために使えるものを探ることとした。その結果、島の良いところを素材にして交流活動が進められていった。しかし活動が進むうちに、この交流活動だけでいいのかという疑問があった。そこで、もう一度課題の投げかけ（課題設定）をした。いろいろな取組が行われていたが、島の高齢化の現状を踏まえれば、「都市との共生」ということまで踏み込んだ活動が必要だと考えた。当時はまだ「共生」という言葉を使うことは少なかったが、そこまで踏み込んだ活動をしていかななくてはならないという考えがあった。

新たな課題に対する普及指導活動の展開

「むらとまちの共生」がなぜ今必要なのか、趣旨理解を促す説明会や、学習会を何度も実施し、その中で、住民自らがもてなしをしているだけの交流活動という実情に疑問を感じ、生活の中で一緒に課題を考えてもらいたいという気持ちが芽生えてきた。島の良いところのみではなく、困っていることや不安なこと等も資源の一つであると捉え、「足りないもの（困っていること、不安なこと、支援してほしいこと）探し」の実施にむけて合意形成を図り、調査をおこなうこととなった。

住民が調査票の回答作業をとおして「足りないもの」を再認識できることをねらい、連携会議と一緒に調査票を作成した。実施は、連けい会議のメンバーで行い、500部中420部の有効回答を得た。人口の一割から回答が得られたことは、メンバーの自信につながった。

課題把握から活動へ

調査結果を活用し、みかんを素材とした「ふるさとの味加工体験」と、みなさんに島の暮らしを知ってもらうため東和の暮らしについて語りあう「むらづくりを語る会」という2つの交流の場面を組み合わせた新たな交流を繰り返しながら実施した。こうした取組を町内に広げ意識啓発を進めるため、町広報での紹介や活動発表の場づくりを行った。

活動の成果

連けい会議の自主活動体制への再編と交流実践活動の定着が図られてきた。最初は理解されなかった「共生」という考え方や取組が、東和町から島内全域へ少しずつ波及し、H14年度以降には「みかん援農ボランティア」「周防大島暮らし体験ネットワーク」などの都市

住民との支えあいを基本とした実践活動への発展がみられた。

地域の概況

人口 2,000人の町

(事例提供者：山口県農林水産政策課 柴田 しほ 氏)

《事例のポイント！》

専門職としての地域課題の設定

周防大島では、平成8年の大島大橋無料化をきっかけに島と都市の交流が盛んになってきたが、イベントが主で、一過性の交流にとどまっていた。農家、農村の生活改善、農村の地域振興支援を進める専門職として地域をみたとき、農漁業や島での生活が理解され、都市と互いに支援し合える関係となることが重要であるという考えにもとづき、課題を設定した上で、地域への働きかけが始まっている。

地域課題の共有化・住民意識の醸成

住民自らが地域の実態を整理する作業、ここでは「島の宝探し」「足りないもの探し」のようなマップ等を用いた地域点検活動を通して、潜んでいるニーズや課題の顕在化を促している。また、住民に対して問題意識を持ってもらうために、学習会等を繰り返しながら機会を捉えて意識啓発を図っている。

課題の共有から活動へ

地域の課題を共有し、地域がめざす「共生」という考え方が理解されるにつれ、「みかん援農ボランティア」「周防大島暮らし体験ネットワーク」などの都市との支えあいを基本とした実践活動へとつなげており、住民にあわせたペースで活動が行われた。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

活動を支援する技術を磨いている

「三層五段階思考法」*といった地域課題を設定していく方法や、住民と地域診断を行うためのマップづくり等を指導する技術及び、説明会や学習会をすすめる等の住民に働きかけ活動を支援する技術をもっている。

目的や期間を定めた地域支援

地域に関わるとき、支援の目的や支援の期間を定めて関わっている。

住民の主体的な活動への気運づくりを丁寧に行っている

「都市との交流には「遊び」から「共生」という視点を加えることが大切だ」という専門職の感じる課題を住民に投げかけ、住民自身がそれを実感するまで、繰り返し形をかえて学習会等を行う等、住民が主体的に活動に取り組めるような気運づくりを行っている。

*「三層五段階思考法」とは、地域農業や生活等に関する実践的解決手法(分析と解決の手法)

「漠然たる問題意識」を専門職がきづく。(できる範囲での実態調査)

「問題の明確化」：住民と一緒にどこが問題かを実情から引き出してくる。(問題の顕在化)

「仮説」：解決できそうないくつかの仮説を立てる

「推論的吟味：課題を決定」：仮説を立てた後で実情を踏まえ課題を決定

「解決活動の展開」

事例 8 : 精神障がい者の地域支援への取組 ～ NPO法人の地域支援～

活動の概要

昭和61年3月、秋穂町で精神障がい者の共同作業所を作った。目的は、引きこもりとなっている人を家から連れ出すこと。共同作業所は、市の保健師と一緒に立ち上げた。そのときは地域で精神障がい者を支援していくという施策がなかった。

4名からのスタートで、老人福祉センターで、薪割り作業からスタートした。多いときには、17名。その中で、同じ場を共有することが、いらいらして一緒にいられない人が出てきた。

作業には参加できるようになったが、人間関係等で引きこもりがまた始まった。これに対してどう支援するかが見つからないという状況だった。

その状況をどのように支援していくのかを考えるために、精神障がい者の実態調査を実施した。山口地域ケア研究会（宇部フロンティア大学の先生等15名程度）とタイアップして調査を実施。これらの調査から、問題を抱えている人が、サービスがあってもサービスにつながらない。福祉情報へのアクセスが難しいということがわかった。

その要因は、家族に情報がたどりつかない。家族自身が、サービスを求めないのか、求められないから求めないのか、そのときにならないと家族は行動を起こさない。早めの行動にはならないと考えた。そういった支援を行うために「出前相談」を実施している。

また、家族間で起こるトラブル等で、入院するほどではないが、精神障がい者の避難場所（駆け込み寺）が必要であるという課題があった。居場所とは何か？仲間がいること、話ができる、遊び、交流ができる。スタッフがいて、相談ができる。何気なく、目的なく行くことができる。家族と社会の中間にある場所。自分と向き合える人がいることが必要であるということが、現在の「和の家」の設置につながった。

さらに、活動を継続的に実施するためには、人材の育成が必要だと考えた。人を育てなければ活動は継続できない。ボランティアスタッフの養成として、研修、講座を実施している。「和の家」は、家族と社会の中間施設。中間施設には「本人に向き合える人がその場に居る」が必須要件であり、本人に向き合える「人」づくりが重要である。どういう「人」がいるか、相手の思考回路の中にどれだけ入り込めるか、それを努力していることが大事である。見えないところをどこまで解釈できるか。引きこもりは、話をしない。だまっておけば1日話さない。人との会話をする、コミュニケーション能力が落ちている。こちらがどう向き合うか。そうした人材を育成したい。

地域の概況

（事例提供者：NPO法人支えてネットワーク 藤井 敏和 氏）

《事例のポイント！》**地域課題の実態を把握**

既存の制度の狭間にある精神障がい者の実態調査を把握するために、山口地域ケア研究会といった大学教員や専門職等からなる組織の協力を求め、丁寧に調査、分析を行っている。

調査から活動へ

精神障がい者の実態調査結果を深く掘り下げ、専門職として「問題を抱えている人がサービスがあってもサービスにつながらないのは、福祉情報へのアクセスが難しい」という考察を導き出している。その考察をもとに「出前相談」や気軽に立ち寄れる「なごみ いえ和の家」といった拠点づくりをすすめた。

家族にも目を向けた支援

精神障がい者を抱える家族は、情報にたどりつけないといった、当事者の家族にも目をむけて、相談機能を充実させるなどの支援を行っている。

活動を支える人財育成

活動を継続的に実施し途切れない支援にするために、当事者に向き合う姿勢を次世代に伝えていき人財の育成を行っている。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》**解決に向けた関係機関等との連携・協働**

保健師、研究会のメンバーといった関係機関や団体と一緒に活動をすすめている

相談活動に重点をおき、ニーズを知り事業に結び付けていった。

会報等を発行し、当事者以外の人々の理解や協力を得ている。

つなぎ役、相談役という中間施設としての自らの立ち位置を持っている。

事例9：住民の主体的な地域活動へ

活動の概要

平生町社会福祉協議会では、地域福祉活性化事業の受託を契機に、各地域の地域福祉活動推進体制の強化にむけた支援に取り組んでいる。そのひとつとして、支え合いマップの手法を住民のみなさまに紹介するにあたり、すでに地域で取り組まれている見守り活動等をお教えいただくことを目的としたアンケート調査（『地域の見守り支え合い活動に関する調査』）をふれあい推進員、ボランティアグループ代表者、いきいきサロン代表者を対象に実施。調査を通じて、すでに地域の中では日ごろの生活の中で特別なことと意識されずに見守りや声かけが行われていることを社会福祉協議会として改めて教えていただいた。また、いきいきサロン活動やご近所の方向士で様子伺いをするなど、互いの様子を気づかい合っているつながりも多く、少数意見ではあったが、通院、買物、ゴミだし、食事などの支援も実際に行われていることがわかった。その上で、地域の見守り・声かけといったすでに地域のみなさまが行われていることは、その地域に暮らしておられるご自身が安心して暮らし続けるために大切だといったことなどを改めて感じていただける機会（地域福祉セミナー、ふれあい推進員研修会など各種研修会の開催等）を提供できるように努めている。

支え合いマップづくりの取組にあたっては、要援護者の確認や地域課題等について話す場づくりのきっかけとして必要な支援を行っている。町内では3つのモデル地区にて取り組まれた。

地域の課題としては、10年後地区内のほとんどが高齢者ひとり暮らし世帯となることや、現在は地域を離れている子どもたちが帰ってきたいと思える地域づくりを進めること、診療所の閉鎖や商店の閉店にともない、地域の高齢者の方が通院、買い物等日常生活面で不便を感じておられることなど、それぞれの地域の実情によって異なっている。この、支え合いマップづくりの取組を通じて、これまで取り組んでこられた地域の見守りや支え合いの活動を再確認することにつながった。

マップづくりから支え合いの体制づくりへ

各地区で取り組まれた支え合いマップづくりの場にCSWとして参加し、これまで社会福祉協議会との関わりのなかった方とのつながりをつくるきっかけとした。また、地域福祉セミナー（町社会福祉協議会主催の研修会）において、支え合いマップづくりの取組を広く紹介するとともに、色々な場を通じて、民生委員等に対して、マップ作成に取り組まれるときには、支援をする用意があることを伝えている。

ある地区では小地域での話し合いの場の必要性を感じられ、民生委員の担当エリアごとに必要なメンバーが集まり情報交換を行うブロック会議を開催され、地域の情報交換等が行われると同時に、お互いのつながりづくりの機会としても大切にされている。また、ブロック会議の場において、高齢者の相談窓口に関する質問を受け地域包括支援センターを紹介した際、高齢者の方にも地域包括支援センターの連絡先がわかりやすいようにステッカーのようなものがないのかといった要望をCSWが受けたことから、その情報を地域包括支援センターに連絡。地域包括支援センターにてステッカーを作成し、年末年始をおひとりまたはご夫婦のみで過ごされる方に年越しそばをお届けする年越しそば配食事業の実施の際に一緒に配布し、相談窓口を周知することにつながっている。

地域の概要（モデル地域の概要）

	地区人口	高齢化率	自治会組織率	地区の特徴
大野地区	2,579人	23.6%	100%	・限界集落：5 ・平成18年度に地区社会福祉協議会設置
曾根地区	1,880人	31.9%	100%	・限界集落：1 ・高齢化高い
佐賀地区	2,441人	37.0%	100%	・限界集落：5 ・高齢化高い ・集落が半島に点在し、離島を抱える地区

《平成20年度地域福祉活性化国庫補助協議書資料より一部抜粋》

《平生町の概要》

平生町の人口は、13,388人、世帯数5,498世帯で、高齢化率は28.5%である。

町内には、旧町村、字単位を4つの地区に分け活動を展開。

（事例提供者：平生町社会福祉協議会 石田 沙織 氏）

《事例のポイント！》

地域の主体的な活動を支援

社会福祉協議会は、地域福祉活動を進める手法や先進的な取組事例等の情報収集、情報提供を行いながら、住民の主体的な地域福祉活動を支援できる体制づくりに努めている。

支え合いマップの手法を住民に紹介するにあたって、事前にアンケート調査を行い、住民がすでに取り組んでいる活動や取り組む意識の顕在化に努めている。また、住民自身が自分たちの活動を自己評価し、社会的意義を自覚できる機会を設けることで、自ら活動に取り組むためのきっかけづくりを行っている。

住民との連携、協働による住みよいまちづくりへ

各地区で取り組まれる活動に社会福祉協議会職員も参加するなかで、住民同士のつながりづくりを支援するとともに、地域の中で気になることを聞き取り、必要に応じて他機関につなぐ等の役割を果たしている。住民の方々の活動と地域での様々なサービスが連携し、協働することで住みよいまちづくりが進んでいる。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》

地域の現状や課題から地域の将来的な状況を検討する

地域の活動実態や地域特性を住民の方々の活動から学び、地域の将来的な状況を検討していることが、一貫性のある活動につながっている。

社会福祉協議会組織内の連携体制が整っている

地域から個別の相談があがれば、個別支援を中心に行う地域包括支援センターや各事業部とも連携し検討するなど、社会福祉協議会組織の中で、地域住民の活動を支援する部署と個別支援を行う部署の連携体制が整っている。

事例10：小地域福祉推進会議（需給調整会議）が地域課題の 発見、共有の場に

活動の概要

旧豊北町社会福祉協議会では、平成2年から小地域（概ね民生委員の担当地区ごと）で、小地域福祉推進会議（需給調整会議）を年に3～4回開催している。この会議は、個人のニーズを発掘し地域の中で行われている見守り活動の状況等を関係者で確認するものである。

そのため、会議では、見守り活動に参加する自治会長、民生委員、郵便局員等が、支援が必要な住民一人ひとりについて、最近の体調や生活の様子等の近況を報告し共有する。また、特に気になる住民について見守りの方法や緊急時の対応等を検討する場になっている。こうした話し合いから、地域の困りごとや危険箇所等のニーズが出てくることもあり、小地域福祉推進会議が地域課題の発見、共有の場となっている。

旧豊北町では、平成6年から地区社会福祉協議会に地区社会福祉協議会コーディネーター（住民の中から専任し、活動経費を支給）を配置し、小地域福祉活動の充実に努めている。地区社会福祉協議会コーディネーターは、地区社会福祉協議会で行う事業の連絡調整や事務的な処理を行うほかに、小地域福祉推進会議が円滑に運営されるよう関係者のコーディネートを行うことが重要な業務となっている。小地域福祉推進会議の開催の呼びかけ、会議の資料づくり等、地区社会福祉協議会コーディネーターの活動が地域活動を円滑に進める下支えになっている。

活動エリア

地区社会福祉協議会

（事例提供者：下関市社会福祉協議会豊北支所 山村 敏史 氏）

《事例のポイント！》**地域情報の共有**

旧豊北町では、見守り活動の気づきを共有し地域の課題を確認する場として「小地域福祉推進会議」が位置づけられている。年に3～4回、見守り活動の関係者が集うことで、活動者にとっても、情報の共有や見守りの意義を再確認する場にもなっている。

地域活動のサポートがある

小地域福祉推進会議を継続的に地域で実施していくには、会議の呼びかけや資料の作成等の事務作業を誰が担うかが問題となってくる。旧豊北町では、地区社協コーディネーターを地区社会福祉協議会に配置し、地域福祉活動を支えるために必要な事務作業が円滑に行われるしゆみを担保している。

《検証：なぜ活動がすすんだのか？》**協議する場があること**

「小地域福祉推進会議」という住民が集い協議する場が定期的で開催されていること。

地区社会福祉協議会コーディネーターの存在

地域での会議や活動にも、それらの準備をする人が必要である。地区社会福祉協議会コーディネーターが会議や活動の準備等の下支えをすることで、活動が円滑に進み、継続的に行うことができる。

地域住民が地区社会福祉協議会コーディネーターを担っていること

地域の人がコーディネーター役を担っていることで、お互いに協力しあおうという意識が働きやすい。また、地域の活動への協力を得やすい。

2 地域福祉活性化事業の取組

ここでは、地域福祉活性化事業に取り組んだ萩市、平生町において、モデル事業を進めるにあたって設定した「各圏域での組織や機能、役割」とその成果をまとめました。また、その成果に至るまでの2年間にわたる地域福祉実践プロセスについても紹介します。

1) 萩市社会福祉協議会

1. 住民の福祉活動支援に関わる圏域ごとの組織

圏域	組織（機能・役割等）
市町レベル	<p>萩市社会福祉協議会</p> <p>理事：地域運営協議会長、萩市保健福祉部長、萩市民児協会長、民間社会福祉施設長、当事者団体長、ボランティア関係者など。</p> <p>機能・役割：地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。</p>
旧市町村レベル	<p>地域運営協議会</p> <p>委員：町内会連合会役員、民児協役員、身体障害者団体会長、萩市女団連会長、萩市子ども会育成連合会長、萩青年会議所など。</p> <p>機能・役割：地域住民の意見を反映し、きめ細やかな福祉サービスを実施するため、各事務所単位に設置。</p>
中学校区レベル	
小学校区レベル	<p>椿地区福祉の輪づくり運動推進会議 白水校区社会福祉協議会検討会議</p> <p>委員：地区町内会連合会、地区民児協、老人クラブ代表、保健推進員代表、福祉員、農協婦人部、小学校運営協議会関係者、環境衛生関係者など。</p> <p>機能・役割：町内会での福祉活動について情報交換。町内会では対応が難しい福祉課題や地区固有の福祉課題に対して、より広い圏域の関係者によって協議し住民主体の福祉活動を進める。</p> <p>地域福祉ネットワーク会議</p> <p>委員：町内会長、民生委員児童委員、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、駐在所、小学校、障害者支援センター、社会福祉協議会など。</p> <p>機能・役割：小学校区の各分野相談担当者による情報交換、支援困難ケースの検討を行い、顔なじみの関係を構築する。</p>
自治会レベル	<p>町内会、町内会福祉部</p> <p>関係者：町内会長、民生委員児童委員、福祉員、保健推進員、老人クラブなど。</p> <p>機能・役割：町内にある福祉課題に対して住民の参加と協力により様々な活動に取り組む。支え合いマップづくり、見守り・声かけ活動、ふれあい・いきいきサロン、災害時支援活動など。</p>
重層的な地域福祉活動を進める圏域ごとの組織図	

2. モデル事業に取り組んだ成果や課題について

重層的な組織（市町域、地区社会福祉協議会域、自治会域等の重層的な組織）と圏域ごとの地域福祉活動の活性化について

圏域	事業前	現在
市町域	・萩市社会福祉協議会	・萩市社会福祉協議会
旧市町村域	・地域運営協議会	・地域運営協議会
地区社会福祉協議会域	・地区民児協	・地区民児協 ・椿地区福祉の輪づくり運動推進会議 ・白水校区社会福祉協議会検討会議 ・地域福祉ネットワーク会議
自治会域	・町内会や町内会福祉部による福祉活動 4町内会 ・福祉員 25人 ・見守りネットワーク 19ネット ・ふれあい・いきいきサロン 2ヶ所	・町内会や町内会福祉部による福祉活動 8町内会 ・福祉員 33人 ・見守りネットワーク 56ネット ・ふれあい・いきいきサロン 4ヶ所 ・ふれあい給食 ・災害時支援活動

地区社会福祉協議会域での福祉活動を検討するため、まず自治会域での福祉活動を進めた。町内会の関係者で協議する際、支え合いマップを活用することで、地域の状況や住民・関係者の関わり方、支援を必要とする人の把握につながり、地域住民の課題の共有化を図った。協議を重ねる中で、福祉員の配置、見守りネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン活動につながった。また、災害時支援活動やふれあい給食の活動が行われた。

地区社会福祉協議会域では、町内会長、民生委員児童委員、福祉員など福祉活動関係者や各団体の代表者によって、地区固有の福祉課題に対しての福祉活動を検討した。また、各分野の相談担当者による地域福祉ネットワーク会議において情報交換を行い、町内会や住民の助け合いだけでは対応が難しいケースについて必要に応じて相談、連携できる関係を構築。

課題は、各町内会での支え合いマップづくりを通して、地域で支援を必要とする人の発見とそれに対する支援や活動を継続して行うこと。地区社会福祉協議会域では、町内会福祉活動に対する支援や地区に必要な福祉活動について、さらに各分野との協働を図ること。

一定の圏域をエリアとした専門職（CSW）の配置と役割について

住民の支え合いや関係機関とのつながりを把握した上で、支援を必要とする人に対する支援や地域での福祉活動を進める。一定の圏域の住民、関係機関など顔なじみの関係において必要に応じて連携を図る。圏域内の様々な社会資源と協働することで、地区ならではの柔軟な福祉活動を展開する。

個人情報の保護、住民と関係機関による情報の共有が課題。

地区社会福祉協議会コーディネーターの配置と役割について

各町内会の状況をより早く把握でき、必要に応じて関係者や関係機関につなげることができる。住民同士だけでなく、関係機関とのネットワークが進むことで地域にある様々な社会資源との協働が図りやすい。

地区社会福祉協議会の活動の財源、地区社会福祉協議会コーディネーターの人件費が課題。

その他事業全般について

それぞれの圏域に、住民同士が地域福祉について協議する場の整備を進め、重層的な地域福祉活動の展開を図った。取組の進んでいない町内会への働きかけ、ケース会議における住民の福祉活動と福祉サービスの連携を図るための個人情報の共有が課題。

地域福祉活性化事業に関連する経過記録（平成20年度）

	精西小学校区	白水小学校区	市（市社協）
第1 四半期	民生委員・福祉員による見守り	民生委員・福祉員による見守り	専任担当者配置 ・高齢者実態調査（民生委員等による実態調査） ・見守り・サロン活動等は各地区において行う
4月			
5月			
6月	6/9 樺地区民泊協 ・地域福祉活性化事業について説明 6/23 地域福祉活性化事業説明会 ・町内会長、民生委員に説明	6/20 山田地区民泊協 ・地域福祉活性化事業について説明	
第2 四半期	7/2 山中町内会長と協議（榎町） ・支え合いマップの研修会について ・町内会での支え合いマップづくりについて	7/7 地域福祉活性化事業説明会 ・町内会長、民生委員、福祉員などに説明	8/4・5 支え合いマップづくり研修（支え合いマップづくり指導者養成） ・各町内会の関係者参加
8月	8/8 支え合いマップづくりについて協議（榎町） ・支え合いマップづくりの日程、内容について打ち合せ ・今後の活動計画 8/20 支え合いマップづくり（榎町） ・要援護者の生活実態を把握するため個別訪問について 8/24 支え合いマップづくり（榎町） ・災害時支援活動について 8/27 支え合いマップづくり（笠屋） ・高齢者、認知症の方への見守り活動について	8/25 支え合いマップづくり（倉江） ・気になる世帯への見守り活動について 8/26 支え合いマップづくり（玉江2区） ・住民同士の交流活動、災害時支援活動について 8/28 訪問聞き取り（倉江） ・支え合いマップで把握した世帯様から状況を聞き取り 8/29 支え合いマップづくり（玉江浦2区） ・高齢者の見守り活動について	9/9 支え合いマップづくり研修（小地域でのフィールドワーク）
9月	9/3 支え合いマップづくり（瀬淵） ・町内の状況確認、要援護者の把握 9/4 町内会福祉活動について協議（榎町） ・今後の活動 9/13 支え合いマップづくり（霧口） ・町内会の状況確認、要援護者の把握 9/18 支え合いマップづくり（榎町） ・高齢者の見守り活動について 9/28 町内会福祉活動について協議（榎町） ・災害時支援活動 ・要援護者の把握、支援者		
第3 四半期	10月 10/29 町内会福祉活動について協議（榎町） ・要援護者への個別訪問	10/10 支え合いマップづくり（玉江2区） ・玉江2区への住民同士のつながりについて	10/31 関係機関と協議（包括支援センター、在宅介護支援センター） ・支え合いマップづくりの状況について
11月	11/6 支え合いマップづくり（大屋） ・町内の状況確認、要援護者の把握 11/27 町内会福祉活動について協議（榎町） ・災害時支援活動中～下旬、訪問聞き取り（榎町） ・高齢者世帯の生活状況を聞き取り		
12月	12/17 町内会福祉活動について協議（榎町） ・訪問聞き取り後の情報交換、今後の計画 中～下旬、支援者への協力依頼（榎町） ・災害時の支援活動について		
第4 四半期	1月 1/15 町内会福祉活動について協議（榎町） ・ふれあい・いきいきサロン 1/30 町内会福祉活動について協議（笠屋） ・ふれあい・いきいきサロン	1/21 町内会福祉活動について協議（玉江浦2区） ・見守りネットワーク、ふれあい・いきいきサロン 1/22 白水校区社会福祉協議会検討会議 ・町内会福祉部、地区社会福祉協議会について	
2月	2/4 樺区町内会連絡協議会 ・町内会福祉部、地区社会福祉協議会について 2/6 訪問聞き取り、ケース会議（榎町） ・地域と交流の少ない方の生活状況把握 ・民生委員、在介相談員と協議 2/13 支え合いマップづくり（榎） 2/21 支え合いマップづくり（沖原） ・独居高齢者の方への見守り活動について 中～下旬、要援護者、支援者への個別訪問（榎町） ・災害時の支援活動について	2/3 町内会福祉活動について協議（玉江浦2区） ・ふれあい・いきいきサロン	2/4 支え合いマップづくり研修 ・支え合いマップづくりから福祉活動へ ・各町内会の状況について情報交換
3月	3/8 町内会福祉活動について協議（榎町） ・今後の活動計画 3/10 地域福祉ネットワーク会議 ・校区の若手幹事担当者による情報交換 3/19 訪問聞き取り（榎町） ・支え合いマップで把握した世帯様から状況を聞き取り 3/30 訪問聞き取り（榎町） ・要援護者の生活状況を把握	3/10 3町内会会長会議 ・活動拠点について 3/11 ふれあい・いきいきサロン（玉江浦2区） 3/23 地域福祉ネットワーク会議 ・校区の若手幹事担当者による情報交換	

地域福祉活性化事業に関連する経過記録（平成21年度）

第2 四半 期	城西小学校区	白水小学校区	市（市社協）
4月	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・福祉員による見守り 4/3 個別支援（榑町） 4/7 町内会福祉活動について協議（榑町） 要保護者への定期訪問、避難訓練 4/16 個別訪問（榑町） 在介相談員、民生委員と生活状況把握・対応について協議 4/24 個別支援（榑町） 消費生活センターに相談 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・福祉員による見守り 4/27 訪問聴き取り（玉江浦2区） 民生委員に生活状況、住民の関わりについて聴き取り 	<ul style="list-style-type: none"> 専任担当配置 高齢者実態調査（民生委員等による実態調査） 見守り・サロン活動等は各地区において行う
5月	<ul style="list-style-type: none"> 5/11 訪問聴き取り（榑町） 支え合いマップで把握した世帯つきから状況を聴き取り 5/12 福祉の輪づくり運動推進協議について協議 町内会高層委員会、地区民生活協の会長と協議 5/18 個別支援（榑町） 親族と面会、今後の生活について協議 	<ul style="list-style-type: none"> 5/16 支え合いマップづくり（玉江浦1区） 高齢者、障害者の見守り活動について 5/22 白水校区社会福祉協議会検討会議 町内会福祉活動、地区コーディネーターについて 5/28 町内会福祉活動について協議（玉江浦1区） ふれあい・いきいきサロン 5/28 個別訪問（玉江浦2区） 町内会福祉部の方と訪問、生活状況の確認 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 6/30 榑地区福祉の輪づくり運動推進協議 町内会福祉部、地区社会福祉協議会について 各団体の活動状況、課題について 	<ul style="list-style-type: none"> 6/18 町内会福祉活動について協議（玉江浦2区） 友愛訪問、同じごまりの人の見守り 6/25 町内会福祉活動について協議（玉江浦2区） ふれあい・いきいきサロンの内容、参加しない人への見守り活動 6/25 ふれあい・いきいきサロン（玉江浦1区） 6/26 白水校区社会福祉協議会検討会議 町内会福祉活動、地区コーディネーターについて 研修会について 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 7/6 ケース会議（榑町） 町内会高、民生委員、福祉員、在介相談員で、支え合いマップを活用して、要保護者の見守り活動について協議 7/9 訪問聴き取り（空屋） 独居高齢者について、町内会高から生活状況、住民の関わりについて聴き取り 7/13 訪問聴き取り（空屋） 近所の方と訪問、生活状況の把握 7/17 災害避難訓練実行委員会（榑町） 10月の避難訓練実施について協議 7/28 災害避難訓練について協議（榑町） 消防本部と実施内容 	<ul style="list-style-type: none"> 7/27 町内会高会議 地区コーディネーターについて 7/28 個別支援（玉江浦2区） 自宅の掃除、福祉サービスについて 7/29 個別訪問（玉江浦2区） 在介相談員と訪問、生活状況の確認 7/30、31 個別支援（玉江浦2区） 親族、近所の方と対応 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 8/17 町内会関係者と協議（榑町） 避難訓練実施について協議 8/31 個別支援（榑町） 転倒してケガをした方の在宅生活について 	<ul style="list-style-type: none"> 8/19 地区コーディネーター活動開始（第1～4水曜、10時～12時） 活動日に活動準備会訪問 8/31 町内会福祉活動推進研究会 町内会福祉部の活動 各町内会での福祉活動の情報交換 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 9/11 訪問聴き取り（榑町） 生活保護について 9/15 認知症サポーター養成講座（空屋・大屋） 老人クラブを対象に実施 9/25 個別支援（榑町） 生活保護係に相談 9/29 災害避難訓練について協議（榑町） 消防本部と実施内容の打ち合せ 9/29 榑地区福祉の輪づくり運動推進協議 町内会福祉活動、地区の福祉課題について 	<ul style="list-style-type: none"> 9/11 ふれあい給食について協議 消防隊本部と協議 9/17 ふれあい給食について協議 民生委員と協議 9/18 ふれあい給食について協議 消防支店と協議 9/28 ふれあい給食運営会議 対象者、益額、日にちなどについて 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 10/2 個別訪問（榑町） 本人、親族の方と今後の生活について協議 10/7 ケース会議（榑町） 民生委員、福祉員、在介相談員と支援体制について協議 10/13 災害避難訓練実行委員会（榑町） 関係者で当日の内容について打ち合せ 10/18 災害避難訓練（榑町） 	<ul style="list-style-type: none"> 10/19 ふれあい給食運営会議 対象者、意見交換について 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 11/19 榑地区福祉の輪づくり運動推進協議 町内会福祉活動、ふれあい・いきいきサロンについて 11/24 榑地区福祉活動員研修会 車イス、アイマスク体験など 11/26 個別訪問（榑町） 生活状況について聴き取り 11/26 ケース会議（榑町） 独居高齢者の見守り、生活支援について協議 	<ul style="list-style-type: none"> 11/10 「地域福祉ネットワーク会議」 校区の各分野相談担当者による情報交換 11/18 ふれあい給食 11/30 山田地区福祉員研修会 車イス、アイマスク体験など 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 12/4 地域福祉ネットワーク会議 校区の各分野相談担当者による情報交換 12/15 榑地区福祉の輪づくり運動推進協議 研修会について 活動拠点について 	<ul style="list-style-type: none"> 12/6 町内会福祉活動について協議（山田） 町内の状況把握、今後の活動 12/10 ふれあい給食運営会議 意見交換 対象者の見直しについて 12/20 障害者集まり 12/22 白水校区社会福祉協議会検討会議 町内会福祉活動の状況報告 地区の福祉課題、今後の活動展開について 	<ul style="list-style-type: none"> 12/4 町内会連合会情報交換会 町内会福祉部について説明
第2 四半 期	1月		
	2月		
	3月		

2) 平生町社会福祉協議会

1. 住民の福祉活動支援に関わる圏域ごとの組織

圏 域	組 織 (機能・役割等)
市町レベル	拠点整備や活動費の支給、必要な情報提供等、町内全域の住民福祉活動を支援。また、各地域の取組を把握し、それぞれの情報交換・交流の機会を設定。 住民福祉活動の活性化(意識づくり)に向けた講座や研修会等の開催。
中学校区レベル	*町全体と同じ
小学校区レベル	福祉の輪づくり運動推進委員会・地区社会福祉協議会(大字単位)による福祉活動の実施(例えば、ふれあい給食や移送サービス、友愛訪問活動など)。また、地区内の共通課題を検討する場を設け、課題解決に向けて地域の実情に応じた活動を展開。
自治会レベル	日常におけるつながりの中からの見守り・声かけ、支え合い活動の展開。民生委員・児童委員とふれあい推進員等による見守りネットワークの構築やいきいきサロン活動を通じた参加者同士お互いの見守り活動。
重層的な地域福祉活動を進める圏域ごとの組織図	

福祉の輪づくり運動推進委員会...民生委員・児童委員、ふれあい推進員等が中心となって、地域の実情に応じた『福祉の輪づくり運動』を展開する組織。

ふれあい推進員...民生委員・児童委員の推薦を受け、平生町社会福祉協議会会長より委嘱している。身近な地域における見守り・声かけ活動などに取り組みされており、住民のみなさんと民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政とをつなぐ役割を担っておられる。

2. モデル事業に取り組んだ成果や課題について

重層的な組織（市町域、地区社会福祉協議会域、自治会域等の重層的な組織）と圏域ごとの地域福祉活動の活性化について

地域の福祉活動は、当該地域の課題や実状に応じてそこに暮らしておられるの方々によって進められるものであり、町社会福祉協議会や地域包括支援センターは町内全域の福祉活動を支援する組織として、各地区に組織されている福祉の輪づくり運動推進委員会や地区社会福祉協議会が主体的・継続的に活動できるよう支援を行っている。また、住民主体による活動だけでは解決が難しい課題などに対する支援体制を整え、必要に応じて連携を図りながら課題解決に向けた取組を展開している。

地区社会福祉協議会レベルにおいては、大野地区に引き続き新たに平生地区にも地区社会福祉協議会が組織され、地区社会福祉協議会コーディネーターを配置されたことで組織の基盤強化や活動の活性化につながった。また、各地区ともそれぞれの組織において定期的な会議の場を設けられ、地域福祉活動等について協議を行うなかで、ふれあい給食や移送サービス、友愛訪問活動など地域の実情に応じた活動を展開されている。また、民生委員の担当地区ごとにふれあい推進員等が集う機会を設けられ、お互いのつながりを深めるとともに、担当地区内のひとり暮らし世帯等の情報を共有され、見守りのネットワーク構築に向けた取組も進められている。

一定の圏域をエリアとした専門職（CSW）の配置と役割について

住民福祉講座や地域福祉セミナー、ふれあい推進員研修会などを開催し、地域住民に地域福祉活動に対する理解を深めていただいたり、関心を高めていただき、主体的・継続的に地域福祉活動に携わっていただくことにつなげた。

また、地域のみなさまからのご相談に対しては、本会内の居宅介護支援事業所や受託運営している地域包括支援センターなどと連携を図りながら対応し、相談の内容に応じて地域活動の情報提供を行うなど、地域住民主体の活動との連絡調整を行った。

地区社会福祉協議会コーディネーターの配置と役割について

地区社会福祉協議会コーディネーターは、ご自身もひとりの住民としてその地区の福祉の向上について考えたり実践されている方であり、そういった方が地区社会福祉協議会の事務局的な役割を担われることで、周囲の方への地域福祉活動に対する意識の広がりや新たな活動への原動力につながっている。また、地区社会福祉協議会内部はもちろんのこと、町社会福祉協議会との連絡調整も図られながら、これまで町社会福祉協議会で支援していた事務的な作業や地区社会福祉協議会における新たな取組の提案などをコーディネーターが担われることで、地区社会福祉協議会組織としての、自立性や主体性が高まっていくきっかけのひとつとなっている。

その他事業全般について

地域福祉活性化事業を通じ、地区社会福祉協議会の組織化や支え合いマップの作成等新たな取組についての支援を行うとともに、平生町でこれまで取り組んできた地域福祉活動を振り返りながら、改めてその主体が住民であることの認識を深める機会となった。今後も住民のみなさまに、現在取り組んでおられる活動の意義等について感じていただける機会を設けたり、地域福祉活動を進めていかれる上で必要となるハード面の支援を継続していくことで、地域福祉活動の更なる活性化につなげていきたい。

地域福祉活性化事業に関連する経過記録（平成20年度）

	大野地区	曽根地区	佐賀地区	平生地区	町（町社協）
第1四半期	<p>ふれあい給食（毎月第3水曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り ・毎週金曜日地区社協事務局訪問</p> <p>4/16 地区社協理事会（地区連絡会議） ・活動計画等について ・みやま会給食について 等</p> <p>4/23 輪づくり弁当の実施（153名に配食）</p>	<p>ふれあい給食（毎月第2火曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り</p> <p>4/7 プロック長会議（地区連絡会議） ・活動経過について ・地域の情報交換 等</p>	<p>ふれあい給食（毎月第3水曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り</p> <p>4/7 プロック長会議（地区連絡会議） ・活動経過について ・地域の情報交換 等</p>	<p>民生委員（ふれあい推進員）による見守り</p>	<p>町（町社協） ・専任担当者配置 ・高齢者実態調査（民生委員等による実態調査） ・見守り・サロン活動等は各地区において毎月行う</p>
4月	<p>4/16 地区社協理事会（地区連絡会議） ・活動計画等について ・みやま会給食について 等</p> <p>4/23 輪づくり弁当の実施（153名に配食）</p>	<p>4/7 プロック長会議（地区連絡会議） ・活動経過について ・地域の情報交換 等</p>	<p>4/7 プロック長会議（地区連絡会議） ・活動経過について ・地域の情報交換 等</p>	<p>4/23 いきいきサロン代表者・世話人連絡会議 ・平生町保健センターより各種事業について説明 ・地域包括支援センターより相談窓口の紹介 ・事務局よりはつらつ人生ゲーム、ゆる体操について紹介 等</p>	<p>4/23 いきいきサロン代表者・世話人連絡会議 ・平生町保健センターより各種事業について説明 ・地域包括支援センターより相談窓口の紹介 ・事務局よりはつらつ人生ゲーム、ゆる体操について紹介 等</p>
5月	<p>5/16 地区社協COとの打ち合わせ会議 ・地区社協の組織体制について</p> <p>5/19 地区社協3役会議 ・地区社協の組織体制について</p> <p>5/21 地区社協理事会（地区連絡会議） ・地区社協の組織体制について</p> <p>5/23 地区社協COとの打ち合わせ会議 ・地区社協の組織体制について</p> <p>5/26 地区社協理事会（地区連絡会議） ・地区社協組織体制について ・活性化事業について ・支え合いマップづくりについて ・商上・南下自治会 ・住民座談会等について 等</p>	<p>いきいき脳梁集塾小森会場開催について</p> <p>5/12 福祉の輪づくり運動推進委員会総会（小地域連絡会議） ・「福祉の輪づくり運動」について ・いきいき脳梁集塾小森会場について</p>	<p>いきいき脳梁集塾小森会場開催について</p> <p>5/12 福祉の輪づくり運動推進委員会総会（小地域連絡会議） ・「福祉の輪づくり運動」について ・いきいき脳梁集塾小森会場について</p>	<p>5/22 輪づくり運動推進委員会・地区社協代表者会議（相談ネットワーク会議開催） ・地域福祉活性化事業説明 ・支え合いマップづくりについて ・住民福祉座談会 ・地域福祉セミナー開催計画案 ・地区社協の組織化について</p>	<p>5/22 輪づくり運動推進委員会・地区社協代表者会議（相談ネットワーク会議開催） ・地域福祉活性化事業説明 ・支え合いマップづくりについて ・住民福祉座談会 ・地域福祉セミナー開催計画案 ・地区社協の組織化について</p>
6月	<p>6/6 地区社協3役会議 ・視察研修について</p>	<p>6/13 福祉の輪づくり運動推進委員会総会（小地域連絡会議） ・活性化事業について説明 ・地区社協組織化支援 ・コーディネーター配置</p>	<p>6/4 いきいき脳梁集塾打ち合わせ（小森・発起人・サポーター）</p> <p>6/5 いきいき脳梁集塾（小森会場）開始</p> <p>6/11 委員長との話し合い ・地区社協の組織化にともなうことについて</p> <p>6/18 プロック長会議（地区連絡会議） ・支え合いマップづくり、地区社協について ・森の下沖自治会をモデルに実施</p>	<p>アンケート調査の実施 『地域の見守り・支え合い活動に関するアンケート調査』 対象者：129名（ふれあい推進員・サロン代表者・VO代表者） 期 間：6月25日～7月18日</p>	<p>アンケート調査の実施 『地域の見守り・支え合い活動に関するアンケート調査』 対象者：129名（ふれあい推進員・サロン代表者・VO代表者） 期 間：6月25日～7月18日</p>
7月	<p>7/16 地区社協理事会（地区連絡会議） ・視察研修について ・今年度の活動について ・支え合いマップ研修参加の依頼（マップづくり研修 参加者2名）</p> <p>7/18 視察研修（34名参加） （同南市鹿野地区社協）</p>	<p>7/15 福祉の輪づくり運動推進委員会代表者会議（地区連絡会議） ・支え合いマップについて ・地区社協の組織化について</p>	<p>7/23 プロック長会議（地区連絡会議） ・交際訪問活動について ・支え合いマップについて 等 大星会休（～9月）</p>	<p>7/31 賢ヶ浜地区里山の会ヒヤリング（山口県立大 教授・学生による）</p>	<p>アンケート調査の集計等</p>
第2四半期	<p>8/8 運転ボランティア交流研修会 8/22 地区社協3役会議 みやま会休み</p>	<p>たんぼぼ休み</p>	<p>8/4・5 支え合いマップづくり研修（支え合いマップづくり指導者養成）各地区で取り組まれたマップ作成の場に参加</p> <p>8/31 住民福祉講座開催（約80名参加） 講演：『地域福祉へのこだわり』 鼎談：『福祉について』</p>	<p>8/4・5 支え合いマップづくり研修（支え合いマップづくり指導者養成）各地区で取り組まれたマップ作成の場に参加</p> <p>8/31 住民福祉講座開催（約80名参加） 講演：『地域福祉へのこだわり』 鼎談：『福祉について』</p>	

9月	9/17 地区社協理事会(地区連絡会議) ・防災リーダー研修会について ・支え合いマップの取り組み状況について 9/25 防災リーダー研修会(20名参加) ・AED、心肺蘇生法 等	9/5 ブロック長会議(地区連絡会議) ・交差訪問活動について ・視察研修について 等 9/8～15 友愛訪問活動 (85歳以上の方102名を訪問)	9/13 町・村地区輪づくり運動推進委員会 (小地域連絡会議)	9/10 支え合いマップづくり研修 (小地域でのフィールドワーク) 9/30 アンケート結果の報告 (介護予防特別講演会の際)
第3 四半期	10/16 ブロック会議 10/27 ブロック会議 11/19 地区社協理事会(地区連絡会議) ・ブロック会議の実施状況 等 11/19 ブロック会議 11/27 ブロック会議	10/7 ブロック長会議(地区連絡会議) ・視察研修について ・地域の状況等について 等 11/20 視察研修(17名参加) (NPO法人ぼとににしき(若国市)) 11/20 いきいき脳栄養塾(小森会場)修了 (半年を目処に活動を継続)		10/28 輪づくり運動推進委員会・地区社協代表者会議 (相談ネットワーク会議) ・地域福祉活性化事業中間報告 ・次年度以降に向けて 講話『消費者問題について』 講師：平生警察署 講演『小地域支え合いマップづくりについて』 講師：住民流通福祉総合研修所 所長 木原孝久 氏 実践報告『支え合いマップ作成の取り組みから』 報告者：支え合いマップ取り組み地区代表者 コメンテーター：山口県社協
12月	12/12 運転ボランティア交流研修会	11/20 視察研修(14名参加) (フリースペース『和の家』(山口市)) マップ作成に組み組み(向井原自治会)		11/12 地域福祉セミナー(約180名参加) アンケート調査集計結果を配布 ・高齢者年未状況調査(年越しそば配食事業希望調査) れすとらん あいあむケータリング事業にともなう助成金申請(ヤマト福祉財団) 12/31 年越しそば配食事業(配食対象者:172名) (配食VO:54名) 山口県立大学と住民福祉座談会開催方法等検討
第4 四半期	1/14 地区社協3役会議 ・住民座談会について 1/21 地区社協理事会(地区連絡会議) ・住民座談会について 2/16 地区社協3役会議 ・住民座談会について 3/18 地区社協理事会(地区連絡会議) ・住民座談会について 3/26 住民座談会事前打ち合わせ 参加者:37名 *山口県立大学教授・学生さんの協力を得る	1/13 ブロック長会議(地区連絡会議) ・次年度の活動について ・各地区の情報交換 1/30 輪づくり運動推進委員会総会 (小地域連絡会議) ・輪づくり弁当 ・支え合いマップについて 2/18 副委員長との話し合い ・地区社協と自治会連合会について 2/27 輪づくり弁当の実施(131名に配食)	1/23 3地区委員長会議(地区連絡会議) (地区社協の組織化 ・給食サービス 2/13 3地区委員長会議(地区連絡会議) (地区社協への移行について 2/25 平生地区合同会議 (小地域連絡会議) ・地区社協への移行について 3/10 地区社協設立準備会議 (地区連絡会議) ・規約案、役員構成について 3/23 地区社協設立準備会議 (地区連絡会議) ・規約案・役員構成等について	3/13 地域福祉活性化システム研究委員会(現地調査) 3/25 大野地区座談会について山口県立大学と事前打ち合わせ

地域福祉活動活性化事業に関連する経過記録（平成21年度）

	大野地区	曾根地区	佐賀地区	平生地区	町（町社協）
第1 四半期	ふれあい給食（毎月第3水曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り ・毎週金曜日地区社協CO出勤	ふれあい給食（毎月第2火曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り	ふれあい給食（毎月第3水曜） 民生委員（ふれあい推進員）による見守り	お誕生日ハガキのお届け 民生委員（ふれあい推進員）による見守り ・毎週水曜日地区社協CO出勤（9/7～）	・専任担当者配置 ・高齢者実態調査（民生委員等による実態調査） ・見守り・サロン活動等は各地区において毎月行う
	4月 4/15 地区社協理事会（地区連絡会議） ・輪づくり弁当について ・みやま給食について ・福祉の夢を語る集いについて 等 4/22 輪づくり弁当の実施（156名に配食）		5/14 福祉の輪づくり運動推進委員研修 会および総会（小地域連絡会議） 5/20 ブロック長会議（地区連絡会議） ・組織体制（役員）について 6/2 ブロック長会議（地区連絡会議） ・地域の情報交換、意見交換会 6/4 いきいき脳葉集塾（小森会場）自主 菜集へ ・自主菜集のプリントを用いて活動継続	平生地区社協設立検討 4/24 地区社協COの内諾	4/23 いきいきサロン（代表者・世話人連絡会議） ・健康福祉課より各種事業について説明 ・認知症サポーター養成講座（地域包括支援センター） *町内新聞販売店訪問 （ひらお安心ネットワークそのの）
第2 四半期	5月 5/12 三役会議 ・21年度の事業計画について 5/20 地区社協理事会（地区連絡会議） ・21年度の事業計画について	6月 6/3 中村地区マップづくり（6名参加） 6/26 須金地区社協との交流研修 （23名来訪）	7/17 福祉の輪づくり運動推進委員 会総会（小地域連絡会議） ・地区社協について ・事業報告、事業計画 7/31 福祉の輪づくり運動推進委員 会（光市） （リサイクルセンターえさばーく） 7/15 地区社協理事会（地区連絡会議） 講話 『児童の状況を学ぶ』 ・平生小窓原校長 7/31 運転ボランティア交流研修会（10名参加） ・移送サービスの稼働状況と今後の課題に ついて	5/20 地区社協設立準備会議 地区連絡会議 ・役員について、規約について 等 6/26 地区社協設立準備会議 地区連絡会議 ・役員構成について 等	7/30 ふれあい推進員研修会（73名参加） 移動型拠点事業実施計画書作成 説明 演習 『ふれあい推進員として...』 講演 『参加で支える地域の福祉』 講師 山口県立大学 高野 和良 氏 『平生町における福祉の輪づくり運動について』 『ふれあい推進員として...』 『参加で支える地域の福祉』
	8月 みやま会休み たんぼば休み	9月 9/4 三役会議 ・防災リーダー研修会について ・移送サービスについて ・地区社協たよりについて 9/16 地区社協理事会（地区連絡会議） ・防災リーダー研修会について ・移送サービスについて 等 地区社協たより（第3号）の発行	9/14 ブロック長会議（地区連絡会議） ・友愛訪問活動について ・視察研修について 9/15～20 友愛訪問活動 （85歳以上の方102名を訪問）	8/5 地区社協設立準備会議 地区連絡会議 ・規約、COの委嘱、会計、今後のスケジ ュールについて 等 8/25 地区社協設立準備会議 地区連絡会議 拠点（事務局）整備 地区社協コーディネーター委嘱（2名（9/1～） 9/7 地区社協設立準備会議 地区連絡会議 ・規約について ・会計について ・設立総会について	8/5 福祉の輪づくり運動推進委員会・ 地区社協代表者会議 相談ネットワーク会議） ・活動助成金要綱の変更について ・地域福祉セミナーについて ・各地区の情報交換 *町内新聞販売店訪問 （ひらお安心ネットワークそのの） 移動型拠点事業の展開 （通称：あいあむ号） 9/7 あいあむ号（佐賀地区やぶ）；利用者7名 9/14 あいあむ号（佐賀地区）；利用者8名 *町内新聞販売店訪問 （ひらお安心ネットワークそのの）

第3 四半 期	10月	10/6 防災リーダー研修会(29名参加) ・高齢者の健康と安全・介護の基礎知識 ・もし災害が起こったら 10/22 田布施町より来訪 ・移送サービスへの取り組みについて			10/1 平生地区社会福祉協議会設立 10/7 平生地区社協設立総会 ・規約、役員紹介等 ・地区ごとに分かれての情報交換	* 町内新聞販売店訪問 ひらお安心ネットワークその他)
	11月	11/18 地区社協理事会(地区連絡会議) ・上半期の活動状況について ・地域の情報交換 等	11/26 視察研修(13名参加) (農村レストラフ0まわり(山口市))	11/26 視察研修(20名参加) (大島防災センター(周防大島町))	11/11 地区社協理事会(地区連絡会議) ・お誕生日八芳キについて ・視察研修について ・名札の作成について 等	11/12 地域福祉セミナー(170名参加) 講演 『聴いてほしい!こころの声~心の健康支援と自殺対策の取り組み~』 講師:山口県精神保健福祉センター 講演 『はつらつと過ごすために~お口の健康について~』 講師:平生町歯科医師会 弘中 亮治 氏 * 『ふれあいの木』掲示
	12月	12/18 運転ボランティア交流研修会 (10名参加) ・稼働実績と対象者の状況について ・運転技術講習について 等			12/4 理事による打ち合わせ ・誕生八芳キについて ・ふれあいや推進員の名札について	高齢者年末実態調査(年越しそば対象者調査) * 町内新聞販売店訪問 (ひらお安心ネットワークその他) 12/31 年越しそば配食事業 (配食対象者:171名)(配食VO:55名) * 町内新聞販売店訪問 ひらお安心ネットワークその他)

地域福祉活性化システム研究委員会 協議経過 等

地域福祉活性化システム研究委員会 協議経過 等

【第1回目】

- ・日時：平成20年10月6日(月)
- ・内容：研究会の設置目的について
コミュニティソーシャルワーカーの役割について（意見交換）

【第2回目】

- ・日時：平成20年12月15日(月)
- ・内容：社会福祉協議会活動の実践事例報告（事例提供者：山村氏、福嶋氏）

【第3回目】

- ・日時：平成21年1月19日(月)
- ・内容：社会福祉協議会活動の実践事例報告（事例提供者：山本氏、有馬氏）

【第4回目】

- ・日時：平成21年2月23日(月)
- ・内容：萩市現地調査

【第5回目】

- ・日時：平成21年3月13日(金)
- ・内容：平生町現地調査

【第6回目】

- ・日時：平成21年4月20日(月)
- ・内容：地域包括支援センター及びNPOの実践事例からコミュニティソーシャルワーカーの役割について検討

【第7回目】

- ・日時：平成21年6月8日(月)
- ・内容：農業普及指導員（農村生活担当）の実践事例からコミュニティソーシャルワーカーの役割について検討

【第8回目】

- ・日時：平成21年11月9日(月)
- ・内容：萩市、平生町の取組を検証

【第9回目】

- ・日時：平成21年12月14日(月)
- ・内容：地域福祉活性化に向けた重層的なシステムの検討

小地域支え合いマップ作成研修会の開催

小地域におけるニーズ把握や住民相互支え合い活動を進める手法の一つとして紹介し技術を習得する目的で、モデル地区を対象に研修会を開催した。

【第1回目】

日時：平成20年8月4日(月)10時～16時 ～ 8月5日(火)10時30分～15時
会場：山口県社会福祉会館「大ホール」

内容：

《1日目》 対象：モデル社会福祉協議会及び他の市町社会福祉協議会

- ・ 講義 「当事者を主体にした小地域の支え合いマップづくり」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

- ・ 実践事例報告

「小地域の支え合いマップづくりから地域づくりへ～助け合い起こしのための

助けられ上手さん養成講座の実践から～」

広島県廿日市市社会福祉協議会地域福祉係長 酒井 保 氏

- ・ 講義 & 演習

「小地域の支え合いマップづくりの基礎」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

広島県廿日市市社会福祉協議会地域福祉係長 酒井 保 氏

《2日目》 対象：モデル社会福祉協議会

- ・ 講義 & 演習

「小地域の支えあいマップづくりの基礎その2」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

広島県廿日市市社会福祉協議会地域福祉係長 酒井 保 氏

【第2回目】

日時及び実施先：

- ・ 平成20年9月9日(火)10時～15時 / 萩市社会福祉協議会
- ・ 平成20年9月10日(水)10時～15時 / 平生町社会福祉協議会

内容：

《午前》

- ・ 講義：前回の研修会の復習

「住民流！地域での支え合い活動とは？」

- ・ 講義 & 演習

「支え合いマップから見えてきた課題を確認しよう！

～支え合い起こし手帳の活用方法について～」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

- ・ 研修会のふりかえり

「支え合いマップを活用した地域での支え合い活動について」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

《午後》

- ・ 講義 & 演習

「支え合いマップを使った地域福祉活動の展開」

住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏

地域福祉活性化システム研究委員会 委員名簿

自 平成20年10月6日

至 平成22年3月31日

	氏 名	所 属	役 職 名
委 員 長	高野 和良	九州大学大学院人間環境学研究院	准教授
副委員長	和田 敏明	ルーテル学院大学 総合人間学部	教 授
委 員	竹中 健	社会福祉法人 萩市社会福祉協議会	コミュニティ ソーシャルワーカー
委 員	石田 沙織	社会福祉法人 平生町社会福祉協議会	コミュニティ ソーシャルワーカー
委 員	斎藤美矢子	宇部市地域包括支援センター 地域支援1係	係 長
委 員	藤井 敏和	NPO法人 支えてネットワーク	代表理事
委 員	柴田 しほ	山口県農林水産政策課 農山漁村・むらおこし推進班	主 任
委 員	田中 隆志	萩市保健福祉部	部次長
委 員	池田 真治	平生町役場健康福祉課 社会福祉班	班 長
委 員	高木 和男	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	地域福祉部長

委員の所属は平成22年1月現在で記載

【ゲストスピーカー】

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	豊北支所長	山 村 敏 史
社会福祉法人 山口市社会福祉協議会	阿知須支部事務局長	山 本 貴 広
社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	総務課長	有 馬 俊 雄
社会福祉法人 平生町社会福祉協議会	事務局長	福 嶋 美奈子

【オブザーバー】

山口県厚政課 地域保健福祉班	主事	吉 松 高 史 (～平成21年3月31日)
〃	主査	西 村 朋 弘 (～平成21年4月1日)

【事務局】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	事務局次長	澤 村 有利生
〃	地域福祉部副部長	藤 津 忍
〃	〃 主 任	大 倉 福 恵
〃	〃 主任主事	大 河 原 修
〃	〃 主 事	大 石 美 保
〃	〃 主 事	福 田 惇 一

民間助成金制度について (ソフト事業に対する助成)

地域の課題解決に向けた先駆的な活動やニーズに対応した柔軟性のあるサービスなどに対しては、様々な民間助成金制度が創設されています。その一部を掲載します。

民間助成金制度について（ソフト事業に対する助成）

大同生命厚生事業団

助成事業名	サラリーマン（ウーマン）ボランティア活動助成
助成選考基準	グループ構成員の80%以上が常勤サラリーマン（ウーマン）のこと
助成対象	社会福祉の推進に役立つボランティア活動を行っているか、又は行おうとするサラリーマン（ウーマン）の個人もしくはそのグループ（有償のボランティア活動は対象外） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉、障がい者福祉に関するボランティア活動 ・子どもの健全な心を養うための交流ボランティア活動で先駆性、継続性、発展性があるもの（子どもと高齢者の交流、健常の子どもと障がいを持つ子どもとの交流、不登校児、引きこもりの子どもとの交流、子どもと働く人々との交流など）
助成額	1件あたり20万円以内
申請時期	4月1日～5月31日必着
問い合わせ先	大同生命厚生事業団事務局 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-1 大同生命大阪本社ビル内 TEL06-6447-7101 FAX06-6447-7102 詳しい内容は、 http://www.daido-life-welfare.or.jp 参照

NHK厚生文化事業団

助成事業名	わかば基金
助成選考基準	
助成対象	地域に根ざした福祉活動を推進しているグループ ただし法人格を持っている団体は対象外（NPO法人は可） <ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らす高齢者や障がい者の日常生活の支援、様々なサービスの提供 ・障がい者の社会参加や就労の場づくりの促進、活動の支援 ・文化活動を通じた交流、相互理解など
助成額	1グループにつき上限70万円、15グループを支援
申請時期	例年5月に募集要項公表、申請は6月中旬まで
問い合わせ先	NHK厚生文化事業団 わかば基金事務局 東京本部 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-4-1第七共同ビル TEL03-3476-5955 FAX03-3476-5956 詳しい内容は、 http://www.npwo.or.jp/ 参照

丸紅基金 社会福祉事業を行う民間団体が企画する事業

助成事業名	社会福祉助成金
助成選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的・開拓的な事業案件であって、社会福祉の充実・向上に波及効果が期待されるものを優先。 ・緊急性が高いものを優先。 ・社会福祉事業に従事する人々の環境改善・向上に役立つものを優先。
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として非営利の法人（3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体を含む） ・国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと、他の民間機関からの助成と重複しないこと。 ・単年度事業
助成額	原則200万円を上限
申請時期	例年4月～6月末日（直接申し込み）
問い合わせ先	社会福祉法人丸紅基金 〒108-0014 東京都港区芝5-20-6 丸紅東京本社三田別館4階 TEL03-5446-2474 FAX03-5446-2476 詳しい内容は、 http://www.marubeni.co.jp/kikin/fund.htm 参照

財団法人太陽生命ひまわり厚生財団

助成事業名	社会福祉助成事業
助成選考基準	ボランティアグループが在宅高齢者または在宅障がい者の福祉に関する事業を行うために必要な費用について助成 <ul style="list-style-type: none"> 在宅高齢者または在宅障がい者の自助・自立の意欲を引き出し、または鼓舞する等その生活の支援に資する費用 在宅高齢者または在宅障がい者の家族に対し介護負担の軽減にかかわる支援をする事業 在宅高齢者または在宅障がい者の福祉に関する事業をするために必要な機器、機材、備品等を整備する費用
助成対象	地域福祉活動を目的とするボランティアグループ及びNPO（法人格の有無は不問）
助成額	1件あたり20万円～50万円
申請時期	4月1日～6月末日（必着）
問い合わせ先	財団法人 太陽生命ひまわり厚生財団 事務局 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号 TEL・FAX 03-3272-6268

財団法人みずほ福祉助成財団

助成事業名	社会福祉助成金事業
助成選考基準	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児者（身体、知的、精神）の福祉向上を目的とした企画 公の援助を受けていないこと 明確な企画（目的・内容・資金使途等）であること 推進体制が確立しており、自己資金調達に努力をしていること 先駆的・開拓的事業を優先
助成対象	法人施設、団体（法人格を持たないものも含む）、共同作業所等で、1年以上の継続的、組織的活動実績があること
助成額	事業助成については、15万円～100万円以内
申請時期	申込み要綱は4月末に決定、7月末までに直接申請
問い合わせ先	財団法人 みずほ福祉助成財団事務局 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-4 TEL03-3201-2442 FAX03-5252-8660 詳しい内容は、 http://www.homepage3.nifty.com/mizuhofukushi 参照

財団法人松翁会

助成事業名	社会福祉助成金
助成選考基準	<ul style="list-style-type: none"> 明確な企画に基づく事業 推進団体が確立しており、自己資金調達に努力をしている 先駆的、開拓的事業を優先する
助成対象	原則として法人施設、団体であること。ただし、法人格を持たないものであっても、特に助成することにより効果が期待できる場合は対象。 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉の向上を目的とした企画であること 公の補助を受けていないこと 明確な企画（目的、内容、資金使途等）であること 先駆的、開拓的事業を優先する。 申請には社協等のコメントが必要。
助成額	1件当たり80万円を限度
申請時期	7月末日（助成実施時期 10月以降）
問い合わせ先	財団法人松翁会 事務局助成係 〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番4号 大手町フィナンシャルセンター3階 TEL03-3201-3225

社会福祉法人清水基金

助成事業名	一般助成事業
助成選考基準	必要度（利用者の生活向上、自立促進に寄与する事業）期待度、進取性（ノーマライゼーションの理念に基づく積極的な取組）財務状況を考慮
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい、重度心身障がい、身体障がい各関係施設を運営する民間社会福祉法人及び、密接に関連する福祉団体（無認可団体、個人を除く） ・公的補助を受けられないものを補助対象とし、他の助成団体等との重複申込を除く ・原則として1法人1件 ・開設後約1年経過した施設で、過去3年間清水基金から助成を受けていない法人 ・助成内容 施設福祉及び地域福祉に必要な建物（新築、改修、増改築）・車輛・機器等
助成額	1法人あたり50万円以上700万円以内 （申込法人が事業費の25%以上50%未満を負担する）
申請時期	5月～7月末
問い合わせ先	社会福祉法人 清水基金 〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルヂング3階 TEL03-3273-3503 FAX03-3273-3505 詳しい内容は http://www.1a.biglobe.ne.jp/s-kikin/ 参照

財団法人大和証券福祉財団

助成事業名	ボランティア活動等助成
助成選考基準	特に在宅老人、障がい児者 児童問題等に対するボランティア活動
助成対象	ボランティア活動を目的とした団体 グループ （社会福祉協議会・共同募金会等の推薦を受けること） 原則として、1月～12月の活動に対して助成
助成額	1件あたり30万円を上限
申請時期	8月～9月中旬
問い合わせ先	財団法人 大和証券福祉財団事務局 〒103-8219 東京都中央区日本橋茅場町1-1-9 大和証券兜町ビル TEL03-3665-5147 FAX03-3662-0495

独立行政法人福祉医療機構

助成事業名	社会福祉振興助成事業
助成選考基準	<ol style="list-style-type: none"> (1) 先進的・独創的活動支援事業 (2) 地域活動支援事業 (3) 障害者スポーツ支援事業
助成対象	社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意に設立された団体で助成事業の実施体制が整っている法人または団体。
助成額	助成対象事業毎の助成限度額があり
申請時期	6月～6月末
問い合わせ先	独立行政法人福祉医療機構 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階 TEL03-3438-9945 FAX03-3438-0218 詳しい内容は、 http://www.wam.go.jp/wam/ 参照

郵便事業株式会社

助成事業名	年賀寄付金配分事業
助成選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的ニーズの高い事業であること。 ・新規性の高い事業であること。 ・事業計画が明確化され実現性が高い事業であること。 ・社会的に波及効果が期待できる事業であること。
助成対象	<p>社会福祉法人、更生保護法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人で、設立後1年以上経過した法人が行う社会福祉の増進を目的とする事業等10事業。</p> <p>車両、機器購入や施設改修や福祉活動、人材育成、普及啓発、調査研究などの活動事業を対象。</p> <p>都道府県知事の意見書が必要</p>
助成額	1件あたり上限500万円
申請時期	10月1日～11月30日
問い合わせ先	<p>日本郵政公社 郵便事業総本部 年賀寄付金事務局 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号 TEL03-3504-4401（土・日を除く10：00～12：00、13：00～17：00） FAX03-3580-5399 詳しい内容は、http://www.post.japanpost.jp/kifu/参照</p>

財団法人キリン福祉財団

助成事業名	キリン福祉財団公募事業
助成選考基準	「地域における子育て支援ボランティア活動」など募集年度ごとにテーマを設定
助成対象	地域福祉活動を目的とする民間団体で、4名以上のメンバーが中心となって活動するグループ（法人格の有無は問わない）
助成額	1件（1団体）当たりの上限額 30万円（単年度助成）
申請時期	例年9月～11月中旬（直接応募）
問い合わせ先	<p>財団法人キリン福祉財団 〒104-8288 東京都中央区新川2丁目10-1 TEL03-5540-3522 詳しい内容は、http://www.kirin.co.jp/foundation参照</p>

財団法人三菱財団

助成事業名	三菱財団社会福祉事業並びに研究助成
助成選考基準	開拓的ないし実験的な社会福祉を目的とする民間事業で、内容上特に具体性のあるものに限定。福祉現場での実践的、草の根的活動に基づくものを含む。
助成対象	<p>児童、母子家庭及び寡婦、身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、高齢者、生活に困窮するすべての国民、その他設定された8分野について民間が行う事業（原則として法人に限る。）</p> <p>NPOの場合のみ、保健、医療又は福祉の増進を図る活動ほか16項目に該当する事業。</p>
助成額	総額約9千万円（参考：H18年度の場合） （採択予定35件程度。1件当たりの金額の定め無し。）
申請時期	前年12月～1月初旬
問い合わせ先	<p>財団法人 三菱財団事務局 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル15階 TEL03-3214-5754 FAX03-3215-7168 詳しい内容は、http://www.mitsubishi-zaidan.or.jp参照</p>

財団法人マツダ財団

助成事業名	市民活動支援 - 青少年健全育成関係 -
助成選考基準	
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の健全な育成のための、民間の非営利活動を支援。 活動地域は、広島県・山口県に限定 例えば、自然とのふれあい、ボランティア育成、地域連帯、環境美化、国際理解、科学体験の各場面での活動。 ・ 青少年の範囲は概ね6歳～24歳。青少年を支援する方々の活動も含む。 ・ 財団推薦依頼機関の推薦が必要。
助成額	1件当たり10万円～50万円
申請時期	12月～1月中旬
問い合わせ先	財団法人 マツダ財団事務局 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1号 マツダ株式会社内 TEL082-285-4611 FAX082-285-4612 詳しい内容は、 http://mzaidan.mazda.co.jp/ 参照

ヤマト福祉財団

助成事業名	障がい者福祉助成金
助成選考基準	障がい者の自立と社会参加及び生産力アップなどに直結する事業、緊急性の高い事業を優先
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者施設の改善、整備、備品等の購入に対する助成 ・ 各種会議、講演、研修事業に対する助成 ・ 各種出版、啓発活動等に対する助成 ・ 各種調査、研究事業に対する助成 ・ 文化事業、スポーツ活動等に対する助成
助成額	上限額100万円（原則、事業完了後に交付）
申請時期	3月1日～3月31日
問い合わせ先	財団法人ヤマト福祉財団（福祉助成金事務局） 〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-15 TEL03-3248-0691 FAX03-3542-5165 詳しい内容は、 http://www.yamatofukushizaidan.or.jp 参照

損保ジャパン記念財団

助成事業名	NPO法人設立資金助成
助成選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の活動実績を重視 ・ 障がい者福祉団体を優先 ・ 団体としての将来性、事業の将来性を考慮 ・ 団体としてNPO法人化の合意が得られた団体を優先 ・ 全国各地の団体に助成するため地域性を考慮する
助成対象	社会福祉の分野でNPO法人の設立を計画している団体 （応募する年度中に設立認証申請を行うことを原則とする） 活動内容は、障がい者・高齢者を対象として主として在宅福祉に関する活動であること
助成額	1団体 30万円 法人設立に関する費用であれば使途は問わない。 （会費、人件費、機材費その他使途は問わないが、年度末に助成金の支出明細表を提出すること）
申請時期	4月1日～4月30日（当日消印有効） 事務局に郵送で提出
問い合わせ先	財団法人損保ジャパン記念財団 社会福祉助成係 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル37階 TEL03-3349-9570 FAX03-5322-5257 詳しい内容は、 http://www.sompo-japan.co.jp/foundation 参照

日本財団

助成事業名	社会福祉、教育、文化などの事業
助成選考基準	
助成対象	(1) 障害者や高齢者が自立して暮らす社会をめざして (2) ひとり一人の尊厳が重んじられる社会をめざして (3) 親子の絆、コミュニティ内の絆が強い社会をめざして (4) 自然と調和し、健康で文化的な生活をしている社会をめざして
助成額	応募団体により助成金の補助率の定めあり
申請時期	10月1日～10月30日
問い合わせ先	日本財団 助成金について 〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 TEL03-6229-5111（総合案内） 詳しい内容は、 http://www.nippon-fundatio.or.jp 参照

安心を支えます

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK

天災タイプでは
地震・噴火・津波による
ケガもOK

年間
保険料

Aプラン...280円

Bプラン...420円

天災タイプもあります。



※各プランの補償金額、補償内容
などの詳細は、専用のパンフレット
をご用意しておりますので、取扱
代理店にお問合せください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティア活動に関する各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

● 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。) ● 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネージャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区麹町3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社

発行：平成22年3月

発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072

山口県山口市大手町9-6
TEL(083)924-2828
FAX(083)922-1295

印刷：株式会社マルニ

表紙の写真は山口県美祿市にある日本最大のカルスト台地として
国定公園に指定されている「秋吉台」です。

